

令和5年8月 校長会資料

1	学校給食における食物アレルギー疾患対応について	1
2	次期鈴鹿市教育大綱及び鈴鹿市教育振興基本計画に係る意見聴取について	2
3	ICT教育の推進 情報担当の指導主事 学校訪問より(1学期)	3
4	ICT教育に関するアンケートより(教職員対象)	4
5	ICTを活用した学習状況 令和5年度	5
6	令和5年度 ICT教育推進目標	6
7	学校における医療的ケアについて	7
8	通級指導教室の公開授業について	19
9	通級指導教室公開授業の申込について	20
10	鈴鹿市内通級指導教室の御案内	21
11	読書活動に係る1学期の振り返り及び読書週間に向けて	23
12	令和5年度 鈴鹿市JETプログラムからの採用者のALT一覧表	24
13	令和5年度鈴鹿市立幼稚園の修了証書授与式及び鈴鹿市立小中学校の卒業証書授与式について	25
14	令和6年度 鈴鹿市立幼稚園の入園式及び鈴鹿市立小中学校の入学式について	26
15	2学期の不登校支援を充実させるために	27
16	自殺予防について	28
17	実践リーダー校, 日本語教育経験者の実践に学ぶ研修会	29
18	教育委員会事務局特設サイト内の「日本語教育サイト」について	32
19	「デジタル交通安全かるた」について	34
20	令和5年度 引継ぎ支援会議について	35
21	児童虐待防止講演会	40
22	教職員の交通事故・違反防止について	42
23	時間外労働時間削減の取組について	44
24	教職員の服務規律の徹底について	47
25	鈴鹿市立小中学校コンプライアンス推進大綱	48
26	令和5年度中間面談にかかる学校訪問(集団面談)の実施について	50

学校給食における食物アレルギー疾患対応について（通知）

間もなく2学期が始まります。小学校では9月5日から、中学校では9月4日から給食を再開することから、学校給食における食物アレルギー疾患対応について、改めて下記の事項について確認するなど、適切な対応をお願いします。

記

1 主な確認事項

- (1) 食物アレルギー対応を行う児童生徒の正確な情報の把握と共有の徹底
- (2) 保護者，児童生徒，教職員間での除去食献立表の内容確認と情報共有の徹底
- (3) 調理時の器具・食材の管理，作業工程，作業動線の確認等の徹底
- (4) 調理後，配膳作業，喫食時の混入や誤配，誤飲・誤食の防止
- (5) 緊急時対応の確認

2 参考資料

- (1) 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン《令和元年度改訂》」
(公益財団法人日本学校保健会)
https://www.gakkohoken.jp/book/ebook/ebook_R010060/R010060.pdf
- (2) 「学校給食における食物アレルギー対応指針」(文部科学省)
http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/1355536.htm
- (3) 「学校におけるアレルギー疾患対応の手引き《令和2年度改訂》」(三重県)
<http://www.pref.mie.lg.jp/HOTAI/HP/anzen/46469032615.htm>
- (4) 「学校におけるアレルギーヒヤリハット・発症事例集」(三重県)
<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000911307.pdf>
- (5) ネットフォルダ(教育委員会全体)に掲載している「学校給食における食物アレルギー対応の関係書類について」①～⑤

3 アレルギーに関する事例報告書の提出

食物アレルギー対応に関し、事故につながりそうな「ひやり・ハット事例」に気づいた場合も、様式8「アレルギーに関する事例報告書」で教育総務課給食Gまで御報告ください。大きな事故につなげないための気づきになるよう、学校現場へのフィードバックも行っていきますので、御協力をお願いします。

【事務担当】

教育総務課 給食グループ 岡・多田 (382-1214・内6113)

次期鈴鹿市教育大綱及び鈴鹿市教育振興基本計画に係る意見聴取について（依頼）

本市の教育の基本的方向を示す教育大綱及び教育振興基本計画について、その期間が本年度にて終了を迎えることから、現在、新たに策定作業を行っております。この度、その骨子について学校関係団体及び児童会等からの意見聴取をさせていただきますので、御協力の程、よろしくお願いいたします。

記

1 依頼事項

(1) 学校関係団体への依頼文等の配付等

ア 学校関係団体（P T A（単P）、学校運営協議会）へ依頼文等の配付
→教育総務課から、後日、送付する依頼文及び紙ベースの意見聴取に係る用紙を学校関係団体（P T A（単P）、学校運営協議会）に配付いただきますようお願いいたします。

イ 紙ベースで提出がある場合の当該用紙の回収と教育総務課への送付
→意見聴取の方法として、インターネットによる方法と紙ベースの用紙を提出する方法を用意しております。紙ベースの用紙での提出希望があった場合にその回収と教育総務課への送付をお願いいたします。

※本依頼はP T A及び学校運営協議会の構成員に対する依頼ではなく、団体に対する依頼です。したがって、提出はP T A（単P）で1つ、学校運営協議会で1つの計2つとなります。

(2) 児童会、生徒会によるこどもの意見聴取

昨年6月に「こども基本法」が成立し、本年4月1日から施行されておりますが、同法第11条において、こども施策の策定等に当たっては、その対象となるこども等の意見を反映させるために必要な措置を講ずることとされております。

このことから、次期計画について、Chromebookを活用したこどもへの意見聴取をさせていただきますので、御協力をお願いいたします。

※依頼文につきましては、後日、送付いたします。

2 意見聴取に係る期間

令和5年9月1日（金）から令和5年9月29日（金）まで（予定）

【事務担当】 教育総務課 総務グループ 木葉（382-7617・内6111）

ICT教育の推進 情報担当の指導主事 学校訪問より (1学期)

【1学期学校訪問の目的】

ICT教育推進（頻度から質へ）に向け、学校の現状を把握し、課題を整理すること

成果

- 協働的な学びにおける端末活用についての研修依頼の増加（校内研修、夏季校内研修会、鈴教研班研修など）
- 中学校区での小中連携したICT教育推進（先進自治体 春日井市への訪問）
- 教室や学校の枠を超えた活用（校区の小学校を結んだオンライン英語交流など）
- 校内における教職員が作成したデジタル教材の共有（教育指導課が作成中のデジタル教材バンクへの提供もあり）
- 情報モラル教育の積極的な推進（教育支援課における出前授業、企業による出前授業、ICT支援員と共同した授業など）
- 【鈴鹿市版】情報活用能力体系表をもとに中学校区で重点項目を整理
- 日常的な端末持ち帰りの増加（AI機能や宿題配信機能の充実によるドリルパーク活用の増加 特に中学校）

課題

- ・ ICT活用の「日常化」に至っていない。
 - 端末活用の二極化は学校間や年代間では改善傾向にあるが、教職員間ではまだ課題がある
 - 授業における具体的な端末活用方法がわからない
 - 授業における端末活用のメリットを感じていない
- ・ 協働的な学びにおける効果的な端末活用がまだまだ進んでいない。
 - 協働的な学びの具体的なイメージがつかめない
- ・ 端末を持ち帰った家庭学習の内容が単調になっている。
 - 特に授業と連続した家庭学習や授業の予習となっている家庭学習が少ない
 - 授業と家庭学習が連結した端末活用事例の表出（中学校 英語等）

その他

- 学校業務のデジタル化の推進（三者懇談会日程調整、朝の打ち合わせ、行事予定表、児童会選挙、中学校におけるファット端末を活用した自動採点など）

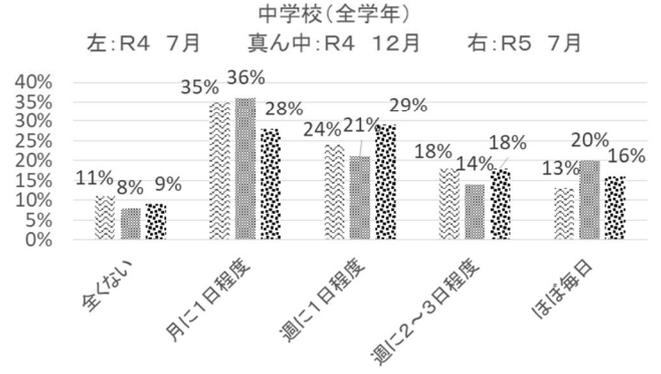
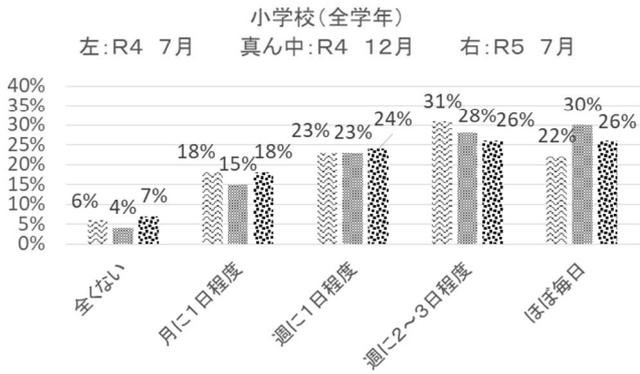
【2学期の取組】

- 実践事例の横展開** ・ ・ 具体的な授業例を教員がイメージできるように、積極的にICT教育を推進している学校の授業参観を促す。また、個人の実践を学年や校内全体への取組につなげる。
- プッシュ型の支援** ・ ・ 2学期も全ての学校を訪問し、それぞれの学校が抱える課題に対して、きめ細かなアドバイスや情報担当指導主事による研修会の提案を行う。
- 好事例の発信** ・ ・ ・ ・ ニーズや困り感に対応できるよう発信方法を工夫しながら、好事例をICTシェアサイトや研究グループ通信、情報教育推進担当者会で共有する。

ICT 教育に関するアンケートより（教職員対象）

7月3日～7月14日実施

① 授業で児童生徒が端末を活用する頻度について教えてください。



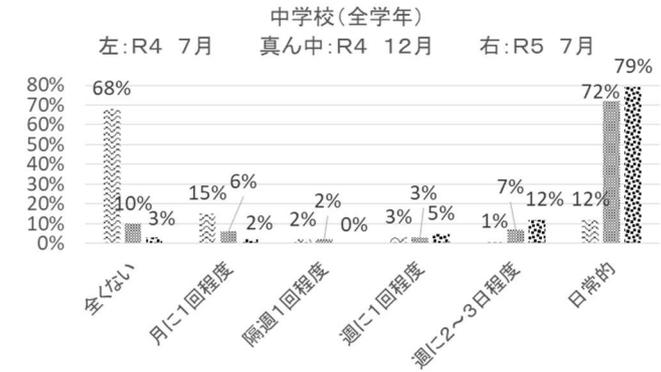
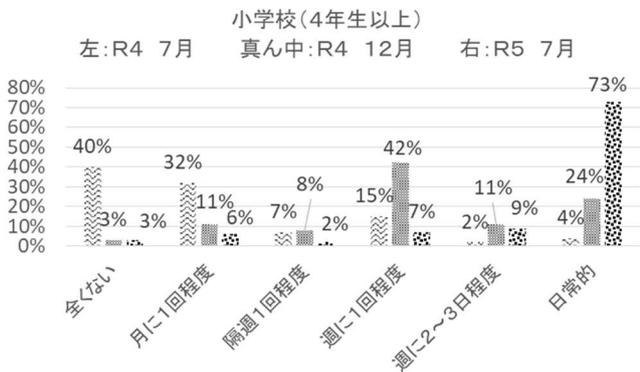
② 授業で端末を活用した協働学習の 카테고リーを教えてください。※複数回答可

	R4 7月	R4 12月	R5 7月
C1 発表や話し合い	54%	63%	53%
C2協働での意見整理	32%	39%	33%
C3 協働制作	23%	26%	20%
C4 学校の壁を越えた学習	3%	5%	2%

③ 授業で児童生徒が端末を活用したねらいを教えてください。※複数回答可

	R5 7月
意欲	66%
共有	54%
可視化	56%
時短	28%
記録	39%

④ 児童生徒が端末を持ち帰った頻度について教えてください。



⑤ 端末持ち帰りを行う上での困り感を教えてください。※複数回答可（一部抜粋）

	R4 7月	R4 12月	R5 7月
目的外使用(ゲーム等)	57%	56%	52%
ネット上の誹謗中傷	36%	31%	19%
不適切サイトの閲覧	39%	39%	28%
他人のアカウントの不正使用	21%	21%	13%

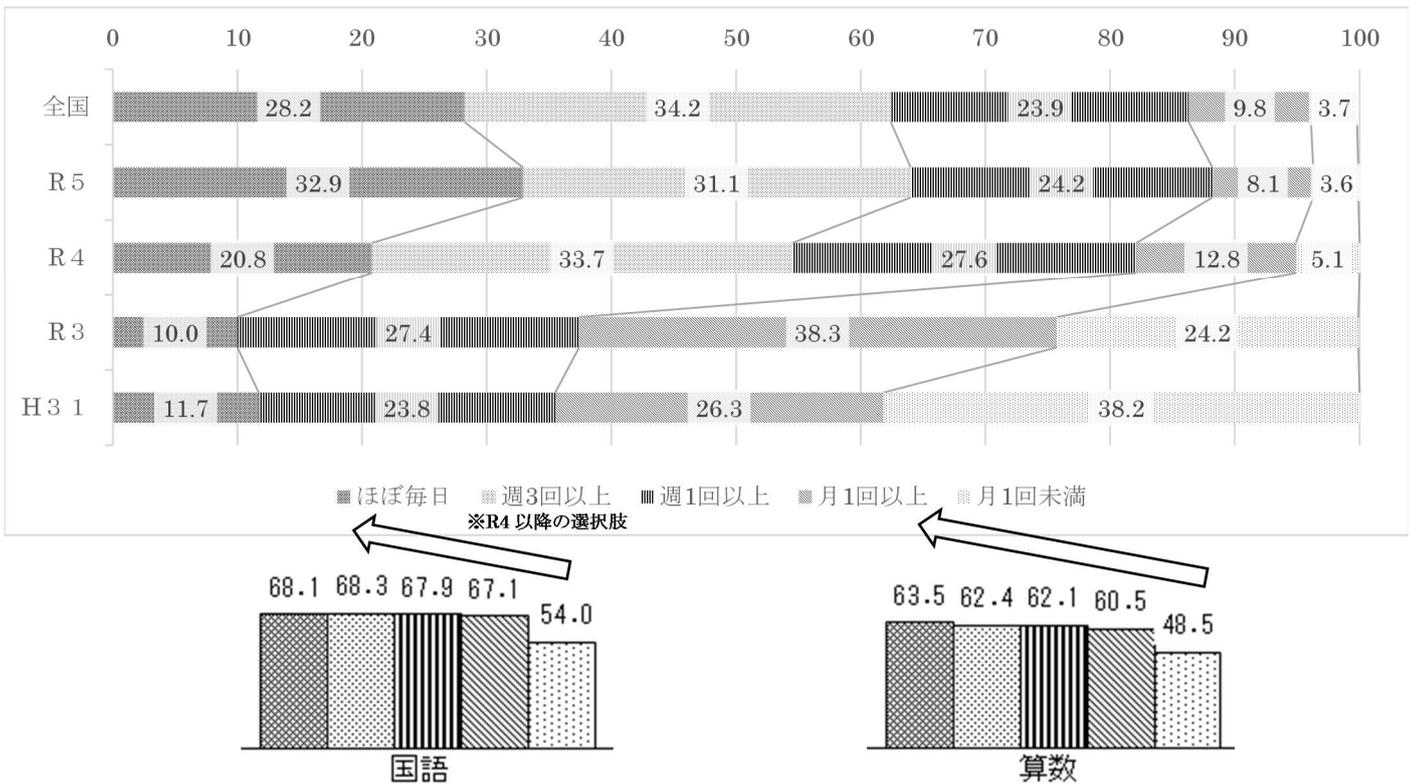
⑥ 端末持ち帰りによる家庭学習の取組を教えてください。※複数回答可

	R5 7月
授業の復習として活用(復習型)	46%
授業と授業を連結させるために活用(連続型)	5%
授業の予習として活用(予習型)	7%
児童生徒間の学習内容の共有として活用	4%
進捗状況を端末上で管理	16%

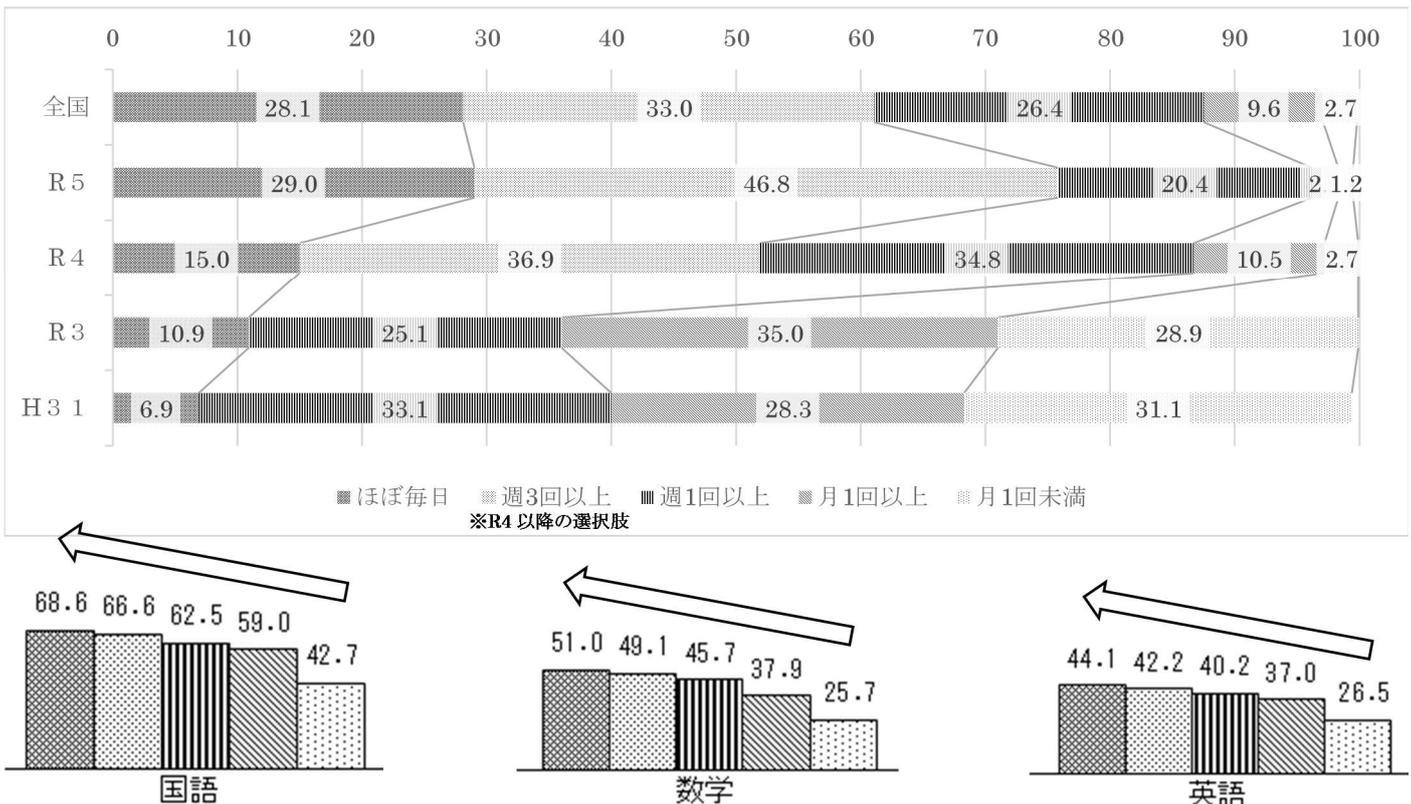
(4)ICT を活用した学習状況 令和5年度

【児童質問紙(29)生徒質問紙(33)】 5年生まで(中学生は1・2年生のとき)に受けた授業で、P・C・タブレットなどのICT機器を、どの程度使用しましたか

小学生



中学生



【令和5年度 ICT教育推進目標】 授業や家庭学習における端末活用の頻度から質へのシフト

「授業力UP5★」 端末活用

① 学習のねらいを達成するための手段として、効果的な活用場面が設定されているか。



ポイント！
授業者が**端末活用のねらい**を明確にもつことが大切です。

C：児童生徒 T：教師

② 端末の活用が、個別最適な学びや、協働的な学びにつながっているか。

「端末を活用した個別学習」

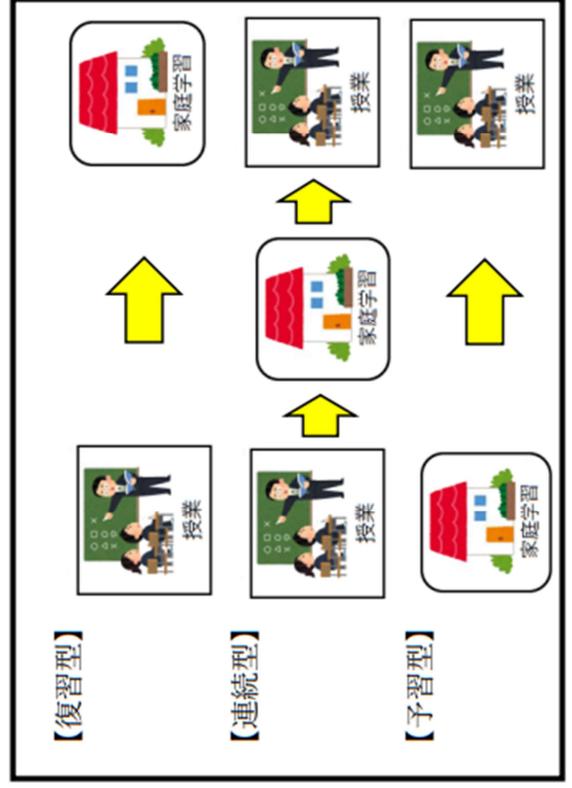


「端末を活用した協働学習」



出典：「学びのイノベーション事業」実証研究報告書 文部科学省,平成26年

▶New！！
③授業と家庭学習をリンクさせた端末活用



「医療的ケア」とは？

【小学校等における医療的ケア実施支援資料(令和3年6月)】

病院などの医療機関以外の場所(学校や自宅など)で日常的に継続して行われる、喀痰吸引や経管栄養、気管切開部の衛生管理、導尿、インスリン注射などの医行為



医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(令和3年法律第81号) 第10条第1項

国及び地方公共団体は医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充が図られるよう、医療的ケア児が在籍する学校に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。



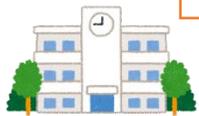
「医療的ケア児及び家族に対する支援に関する法律の施行について(通知)」
(4)教育を行う体制の拡充等

地方公共団体は、学校における医療的ケア児及びその家族に対する支援について、公布通知及び基本理念にのっとり、医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充のため、主に次のような措置を講ずること。

○ 教育関係者に加えて医療、保健、福祉等の関係部局や関係機関、保護者の代表者、医療的ケアに知見のある医師や看護師等などの関係者から構成される会議体を設置することを通して、教育委員会における総括的な管理体制を整備すること。



学校における安全・安心な医療的ケア実施体制の充実



医療的ケア実施校



校内医療的ケア安全委員会
校長・教職員・養護・学校医・看護師等

個別のケース会議
校長・教職員・養護教諭・学校医・看護師等

課題相談



協力助言



鈴鹿市医療的ケア運営協議会



【組織構成】
教育関係者・医療的ケアに知見のある医師・福祉部局員・看護師等

【活動内容】
ガイドラインの確認、看護師や教職員の研修、ガイドラインの改訂等

3文科初第1071号
令和3年9月17日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事 殿
附属学校を置く各国公立大学法人の長
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長
瀧本 寛

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行について（通知）

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）（以下「法」という。）は、令和3年6月18日に公布され、令和3年9月18日に施行される所です。

今回の法制定は、医療技術の進歩に伴い、医療的ケア児が増加するとともに、その実態が多様化し、医療的ケア児やその家族が、個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっていることに鑑み、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、基本的な理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、保育及び教育の拡充に係る施策その他必要な施策等について定めることにより、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、もって安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的としたものです。

法の目的及び概要は「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の公布について」（令和3年6月18日付け府子本第742号、3文科初第499号、医発0618第1号、子発0618第1号、障発0618第1号内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省医政局長、厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）（以下「公布通知」という。）のとおりですが、学校に関する留意事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、法の趣旨を踏まえた取組に努めていただきますようお願いいたします。

なお、医療的ケア児支援センターの業務等については、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行に係る医療的ケア児支援センター等の業務等について」（令和3年8月31日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

事務連絡) のとおり、医療的ケア児支援センターの業務内容は、医療的ケア児等からの相談への助言等、関係機関等への情報提供及び研修、医療的ケア児支援センターと関係機関等との連絡調整が役割となっており、教育委員会や学校等におかれては、必要に応じ連携いただきますようお願いします。

また、保育所の設置者等の責務等及び国の補助制度等については、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行に係る保育所等における医療的ケア児への支援の推進について」(令和3年9月15日付け厚生労働省子ども家庭局保育課地域保育係事務連絡) のとおりですので、教育委員会や学校等におかれては、必要に応じ連携いただきますようお願いします。

各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の指定都市を除く市区町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く各公立大学法人の長におかれては管下の学校に対して、このことを十分周知願います。

記

留意事項

(1) 定義(第2条関係)

- ① 「医療的ケア」の定義は、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為であり、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(以下「学校」という。)において、医師の指示の下、医療的ケア看護職員や喀痰吸引等(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。以下同じ。)を行うことができる介護福祉士、認定特定行為業務従事者(社会福祉士及び介護福祉士法附則第3条第1項に規定する認定特定行為業務従事者をいう。以下同じ。)が従前から行っている医療的ケアの範囲を変更するものではないこと。(第2条第1項関係)
- ② 「医療的ケア児」の定義は、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童であり、18歳未満の者に加え、18歳以上の者であって、高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部に在籍する者も含まれること(以下「児童生徒等」という。)(同条第2項関係)

(2) 基本理念(第3条関係)

- ① 医療的ケア児が医療的ケア児でない児童生徒等と共に教育を受けられるよう最大限に配慮しつつ適切に教育に係る支援を行うに当たっては、医療

的ケア児の可能性を最大限に発揮させ、将来の自立や社会参加のために必要な力を培うという視点に立つことが重要である。その際、医療的ケア児の実態は多様であることから、医療的ケアの種類や頻度のみに着目して画一的な対応を行うのではなく、一人一人の教育的ニーズに応じた指導を行うことが必要であること。

なお、障害のある児童生徒等の就学先については、従前から学校教育法施行令等に基づき、本人やその保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、医療的ケア児を現に監護するものをいう。以下同じ。）の意向を可能な限り尊重しながら、障害の状態等、本人の教育的ニーズ、教育学、医学、心理学等の専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から、市区町村教育委員会が決定することとなっており、医療的ケア児の就学先の決定について、従前からの就学先決定の仕組みに直接的な影響を与えるものではないこと。（第3条第2項及び第4項関係）

- ② 医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を講じるに当たっては、医療的ケア児及びその保護者の意思を最大限に尊重しなければならない、また、居住する地域にかかわらず適切な支援を受けられるようにするため、具体的に次のような配慮を行うことが考えられること。（同条第4項及び第5項関係）

○ 医療的ケア児が、学校において、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにすることが求められていることから、医療的ケア児が医療的ケアを必要としていることだけを理由に、あるいは、医療的ケアに対応した環境や体制が整っていないことを理由に、画一的に学校への入学や転入学が拒否されることがないようにする必要があること。

○ 現在、医療的ケア看護職員が常時配置されていない学校に通学している医療的ケア児が、本法施行後に、医療的ケア看護職員が常時配置されていないことを理由に通学できなくなることがないようにする必要があること。

(3) 地方公共団体の責務（第5条関係）及び学校設置者の責務（第7条関係）

- ① 地方公共団体は、学校における医療的ケア児及びその家族に対する支援について、公布通知及び（2）の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を有すること。（第5条関係）
- ② 学校の設置者が行う支援は、公布通知及び基本理念にのっとり行う必要がある、その留意点としては、主に次のものが考えられること。（第7条関

係)

- 現に学校に在籍しない、又はこれから学校に入学や転入学をする予定の医療的ケア児を含め、基本理念にのっとり、切れ目なく医療的ケア児の支援を行うことが必要であること。
- 市区町村教育委員会は、医療、保健、福祉等の関係部局等と連携し、保護者の理解と協力の下、就学前の認定こども園や幼稚園、保育所等と学校等との間で、医療的ケア児に関する情報共有が確実かつ円滑にできるような体制を整備し、就学後の円滑な医療的ケアの実施につなげること。

(4) 教育を行う体制の拡充等（第10条関係）

- ① 地方公共団体は、学校における医療的ケア児及びその家族に対する支援について、公布通知及び基本理念にのっとり、医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充のため、主に次のような措置を講ずること。（第10条第1項関係）

- 「学校における医療的ケアの今後の対応について」（平成31年3月20日付け30文科初第1769号文部科学省初等中等教育局長通知）や「小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～」（令和3年6月文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）等を参考にして、域内の学校における医療的ケアの対応の在り方などを示した医療的ケアに係るガイドラインを策定したり、教育関係者に加えて医療、保健、福祉等の関係部局や関係機関、保護者の代表者、医療的ケアに知見のある医師や看護師等（保健師、助産師、看護師若しくは准看護師のことをいう。以下同じ。）などの関係者から構成される会議体を設置することを通して、教育委員会における総括的な管理体制を整備すること。
- 学校において医療的ケア児を受け入れるに当たり、学校が以下の取組等を通して、組織的な体制の整備をすることができるように、教育委員会が域内の学校を支援すること。
 - ・ 教育委員会が策定した医療的ケアに係るガイドライン等を踏まえて、教職員と医療的ケア看護職員等との役割分担や連携の在り方、具体的な医療的ケア実施方法、緊急時対応等を記載した医療的ケアに係る実施要領を策定すること。
 - ・ 組織的に医療的ケアを実施することが可能となるよう学校内に医療的ケア安全委員会を設置すること。
- 国においては、医療的ケア看護職員を、学校において、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠で

ある児童の療養上の世話又は診療の補助に従事する職員として学校教育法施行規則第 65 条の 2 に規定するとともに、学校における医療的ケアの環境整備の充実を図るため、地方公共団体等における医療的ケア看護職員の配置に係る補助（教育支援体制整備事業費補助金（切れ目ない支援体制整備充実事業））を行っているところであり、地方公共団体及び学校の設置者におかれては、その趣旨に鑑み、積極的に医療的ケア看護職員の配置促進に努め、学校における医療的ケア児及びその家族に対する支援の推進を図ること。

- ② 学校の設置者は、その設置する学校に在籍する医療的ケア児が、保護者の付添いがなくても適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするため、具体的に次のような措置を講ずること。（同条第 2 項関係）
- 医療的ケア児の自立を促す観点からも、保護者に付添いの協力を得ることについては、以下の場合などの真に必要と考えられる場合に限るよう努めるべきであるが、やむを得ず、保護者に付添いの協力を求める場合には、代替案などを十分に検討することが必要であり、真に必要と考える理由や付添いが不要になるまでの見通しなどについて、医療的ケア児や保護者に対して丁寧に説明すること。
 - ・ 医療安全を確保する観点から、入学や転入学時のほか、夏休みなどの長期休業や長期の入院後はじめて登校する際などに、医療的ケア児の健康状態に応じて必要な情報を保護者から学校に引き継ぐ場合など
 - 特に入学当初の学校の体制整備の準備を進めるに当たっては、就学先決定後、速やかに学校・保護者・看護師・主治医・学校医等や関係機関等が連携し、実施体制の準備が進められるような体制づくりに取り組むことも考えられること。
 - 医療的ケア看護職員の配置に当たっては、学校の設置者が看護師等を自ら雇用するだけでなく、地域の実情や医療的ケア児の状況等を踏まえ、医療機関や訪問看護ステーション等に委託することも可能であること。
- ③ 地方公共団体は、看護師等のほかに学校において医療的ケアを行う人材の確保を図るために、介護福祉士や認定特定行為業務従事者を学校に配置する際、具体的に次のような措置を講ずること。（同条第 3 項関係）
- 学校において医療的ケアを実施する場合には、喀痰吸引等を含め、看護師等を配置又は活用しながら、主として看護師等が医療的ケアに当たり、教職員等が支援する体制が考えられるが、各学校等の実情に応じて体制を構築すること。
 - 医療的ケア児の状態や医療的ケアの内容により、介護福祉士や認定特定行為業務従事者が喀痰吸引等を実施する場合には、主治医等の意

見を踏まえつつ、特定の医療的ケア児との関係性が十分認められた上で、医療的ケアのうち、口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養及び経鼻経管栄養について実施し、看護師等が巡回する体制を構築することなどが考えられること。

<添付資料>

- 別添1 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）
- 別添2 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の公布について（令和3年6月18日付け府子本第742号、3文科初第499号、医発0618第1号、子発0618第1号、障発0618第1号内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省医政局長、厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課支援第一係
TEL:03-5253-4111（内線3967）

○ 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和三年法律第八十一号）

目次

第一章 総則（第一条—第八条）

第二章 医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策（第九条—第十三条）

第三章 医療的ケア児支援センター等（第十四条—第十八条）

第四章 補則（第十九条—第二十一条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加するとともにその実態が多様化し、医療的ケア児及びその家族が個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっていることに鑑み、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、保育及び教育の拡充に係る施策その他必要な施策並びに医療的ケア児支援センターの指定等について定めることにより、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、もって安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「医療的ケア」とは、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう。

2 この法律において「医療的ケア児」とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童（十八歳未満の者及び十八歳以上の者であつて高等学校等（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。次条第三項及び第十四条第一項第一号において同じ。）に在籍するものをいう。次条第二項において同じ。）をいう。

（基本理念）

第三条 医療的ケア児及びその家族に対する支援は、医療的ケア児の日常生活及び社会生活を社会全体で支えることを旨として行われなければならない。

2 医療的ケア児及びその家族に対する支援は、医療的ケア児が医療的ケアでない児童と共に教育を受けられるよう最大限に配慮しつつ適切に教育に係る支援が行われる等、個々の医療的ケア児の年齢、必要とする医療的ケアの種類及び生活の実態に応じて、かつ、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に、切れ目なく行われなければならない。

3 医療的ケア児及びその家族に対する支援は、医療的ケア児が十八歳に達し、又は高等学校等を卒業した後も適切な保健医療サービス及び福祉サービスを受けながら日常生活及び社会生活を営むことができるようにすることにも配慮して行われなければならない。

4 医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を講ずるに当たっては、医療的ケア児及びその保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、医療的ケア児を現に監護するものをいう。第十条第二項において同じ。）の意思を最大限に尊重しなければならない。

5 医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を講ずるに当たっては、医療的ケア児及びその家族がその居住する地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられるようにすることを旨としなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を総合的に実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を有する。

（保育所の設置者等の責務）

第六条 保育所（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所をいう。以下同じ。）の設置者、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園をいい、保育所又は学校教育法第一条に規定する幼稚園であるものを除く。以下同じ。）の設置者及び家庭的保育事業等（児童福祉法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業、同条第十項に規定する小規模保育事業及び同条第十二項に規定する事業所内保育事業をいう。以下この項及び第九条第二項において同じ。）を営む者は、基本理念にのっとり、その設置する保育所若しくは認定こども園に在籍し、又は当該家庭的保育事業等を利用している医療的ケア児に対し、適切な支援を行う責務を有する。

2 放課後児童健全育成事業（児童福祉法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。以下この項及び第九条第三項において同じ。）を行う者は、基本理念にのっとり、当該放課後児童健全育成事業を利用している医療的ケア児に対し、適切な支援を行う責務を有する。

（学校の設置者の責務）

第七条 学校（学校教育法第一条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校をいう。以下同じ。）の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校に在籍する医療的ケア児に対し、適切な支援を行う責務を有する。

（法制上の措置等）

第八条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策

（保育を行う体制の拡充等）

第九条 国及び地方公共団体は、医療的ケア児に対して保育を行う体制の拡充が図られるよう、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条の二第一項の仕事・子育て両立支援事業における医療的ケア児に対する支援についての検討、医療的ケア児が在籍する保育所、認定こども園等に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 保育所の設置者、認定こども園の設置者及び家庭的保育事業等を営む者は、その設置する保育所若しくは認定こども園に在籍し、又は当該家庭的保育事業等を利用している医療的ケア児が適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするため、保健師、助産師、看護師若しくは准看護師（次項並びに次条第二項及び第三項において「看護師等」という。）又は喀痰吸引等（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第二条第二項に規定する喀痰吸引等をいう。次条第三項において同じ。）を行うことができる保育士若しくは保育教諭の配置その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 放課後児童健全育成事業を行う者は、当該放課後児童健全育成事業を利用している医療的ケア児が適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするため、看護師等の配置その他の必要な措置を講ずるものとする。

（教育を行う体制の拡充等）

第十条 国及び地方公共団体は、医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充が図られるよう、医療的ケア児が在籍する学校に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 学校の設置者は、その設置する学校に在籍する医療的ケア児が保護者の付添いがなくても適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするため、看護師等の配置その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、看護師等のほかに学校において医療的ケアを行う人材の確保を図るため、介護福祉士その他の喀痰吸引等を行うことができる者を学校に配置するための環境の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

（日常生活における支援）

第十一条 国及び地方公共団体は、医療的ケア児及びその家族が、個々の医療的ケア児の年齢、必要とする医療的ケアの種類及び生活の実態に応じて、医療的ケアの実施その他の日常生活において必要な支援を受けられるようにするため必要な措置を講ずるものとする。

（相談体制の整備）

第十二条 国及び地方公共団体は、医療的ケア児及びその家族その他の関係者からの各種の相談に対し、個々の医療的ケア児の特性に配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするため、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に必要な相談体制の整備を行うものとする。

（情報の共有の促進）

第十三条 国及び地方公共団体は、個人情報保護に十分配慮しつつ、医療、保健、福祉、

教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体が行う医療的ケア児に対する支援に資する情報の共有を促進するため必要な措置を講ずるものとする。

第三章 医療的ケア児支援センター等

(医療的ケア児支援センター等)

第十四条 都道府県知事は、次に掲げる業務を、社会福祉法人その他の法人であつて当該業務を適正かつ確実にを行うことができると認めて指定した者（以下「医療的ケア児支援センター」という。）に行わせ、又は自ら行うことができる。

一 医療的ケア児（十八歳に達し、又は高等学校等を卒業したことにより医療的ケア児でなくなった後も医療的ケアを受ける者のうち引き続き雇用又は障害福祉サービスの利用に係る相談支援を必要とする者を含む。以下この条及び附則第二条第二項において同じ。）及びその家族その他の関係者に対し、専門的に、その相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行うこと。

二 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者に対し医療的ケアについての情報の提供及び研修を行うこと。

三 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関して、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体との連絡調整を行うこと。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務

2 前項の規定による指定は、当該指定を受けようとする者の申請により行う。

3 都道府県知事は、第一項に規定する業務を医療的ケア児支援センターに行わせ、又は自ら行うに当たっては、地域の実情を踏まえつつ、医療的ケア児及びその家族その他の関係者がその身近な場所において必要な支援を受けられるよう適切な配慮をするものとする。

(秘密保持義務)

第十五条 医療的ケア児支援センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、職務上知ることのできた個人の秘密を漏らしてはならない。

(報告の徴収等)

第十六条 都道府県知事は、医療的ケア児支援センターの第十四条第一項に規定する業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該医療的ケア児支援センターに対し、その業務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該医療的ケア児支援センターの事業所若しくは事務所に立ち入らせ、その業務の状況に関し必要な調査若しくは質問をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(改善命令)

第十七条 都道府県知事は、医療的ケア児支援センターの第十四条第一項に規定する業務

の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該医療的ケア児支援センターに対し、その改善のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第十八条 都道府県知事は、医療的ケア児支援センターが第十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした場合において、その業務の状況の把握に著しい支障が生じたとき又は医療的ケア児支援センターが前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

第四章 補則

(広報啓発)

第十九条 国及び地方公共団体は、医療的ケア児及びその家族に対する支援の重要性等について国民の理解を深めるため、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(人材の確保)

第二十条 国及び地方公共団体は、医療的ケア児及びその家族がその居住する地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられるよう、医療的ケア児に対し医療的ケアその他の支援を行うことができる人材を確保するため必要な措置を講ずるものとする。

(研究開発等の推進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、医療的ケアを行うために用いられる医療機器の研究開発その他医療的ケア児の支援のために必要な調査研究が推進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

(検討)

第二条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の実施状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

2 政府は、医療的ケア児の実態を把握するための具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、災害時においても医療的ケア児が適切な医療的ケアを受けられるようにするため、災害時における医療的ケア児に対する支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(宛先) 各小中学校長

鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課長

通級指導教室の公開授業について

このことについて、下記のとおり実施します。

特別な支援を必要とする子どもたちは増加傾向にあり、どの学校にも在籍していることから、教員の特別支援教育に関する研修等の必要性が高まっています。

つきましては、貴校教職員に周知いただくとともに、積極的な参加を促していただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 目的

通級指導教室での指導内容を参観し、児童生徒の様子を把握するとともに、在籍校・在籍学級での指導に生かす。

2 参加対象

市内公立小中学校の教職員

(通級指導教室に通級している児童生徒在籍校の教職員は可能な限り参加する。)

3 実施場所

- (1) 石薬師小学校, 玉垣小学校, 千代崎中学校 . . . 言語通級指導教室
- (2) 旭が丘小学校 . . . 難聴通級指導教室
- (3) 神戸小学校, 飯野小学校, 稲生小学校
神戸中学校, 創徳中学校 . . . 発達障がい等通級指導教室

4 実施期間

令和5年 9月 4日(月)～令和5年12月 8日(金)

令和6年 1月15日(月)～令和6年 3月 8日(金)

5 参加申込方法

各教室に直接架電し、申し込んでください。

6 送付文書

- (1) 別紙1：通級指導教室公開授業の申込について
- (2) 別紙2：鈴鹿市内通級指導教室の御案内

【事務担当】 鈴鹿市教育委員会事務局 教育指導課指導G 井村 朋美
TEL：059-382-9028 E-Mail：kyoikushido@city.suzuka.lg.jp

令和 5 年度版

【 通級指導教室公開授業の申込について 】

共通事項

- ① 在籍校以外の方も参観可能です。特別支援教育の研修の機会として、積極的に活用してください。
- ② 参観日程は、実施期間中の児童生徒の通級時間とします。
- ③ 参観申込・欠席連絡等は 2 週間前までに各通級指導教室まで直接電話で連絡してください。

【石薬師小学校：言語通級指導教室（ことばの教室）】

電話：059-374-1028

【玉垣小学校：言語通級指導教室（ことばの教室）】

電話：059-382-0269

【旭が丘小学校：難聴通級指導教室（難聴通級教室）】

電話：059-386-0012



【神戸小学校：発達障がい等通級指導教室（すくすくルーム）】

電話：059-382-1181（直通）

【飯野小学校：発達障がい等通級指導教室（わくわく教室）】

電話：059-382-1020

【稲生小学校：発達障がい等通級指導教室（にこにこ教室）】

電話：059-386-0307



【千代崎中学校：言語通級指導教室（ことばの教室）】

電話：059-382-0125

【創徳中学校：発達障がい等通級指導教室（きらっとルーム創徳）】

電話：059-382-5205

【神戸中学校：発達障がい等通級指導教室（きらっとルーム神戸）】

電話：059-382-0305

鈴鹿市内 通級指導教室 の御案内

通級指導教室とは…



鈴鹿市教育委員会

ふだんは、それぞれが在籍する小・中学校(通常の学級)で授業を受けていますが、それぞれのニーズに応じて、決まった曜日・時間帯に個別指導等を受けることができるシステムです。



お子さまとの関わりの中で、次のようなことを感じたことはありませんか？通級指導教室は、このような点で困っているお子さまの相談や指導をしています。

難聴通級指導教室

【旭が丘小学校】 難聴通級教室

○耳が聞こえにくいため、他の人の話がわかりにくかったり、ことばがはっきりしなかったりする。 など

言語通級指導教室

【玉垣小学校, 石薬師小学校, 千代崎中学校】

ことばの教室 ことばの教室 ことばの教室

- 正しく発音することが難しい。
- 話す中で、引きのばし、くり返し、つまりがみられる。
- ことばを覚えまちがう。ことばが少ない。 など



発達障がい等通級指導教室

【神戸小学校, 飯野小学校, 稲生小学校, 創徳中学校, 神戸中学校】

すくすくルーム わくわく教室 にここ教室 きらっとルーム創徳 きらっとルーム神戸

- 落ち着きなく動き回り、集団行動が苦手である。
- 友だちとのコミュニケーションがうまくとれない。
- こだわりが強く、新しいことに取り組むのが苦手である。
- 学習の中で、得意なことと苦手なことの差が激しく、進路に不安を持っている。
- 書いた文字が枠からはみ出る。文字の形を捉えにくい。 など



・・・このような形で指導しています・・・



○個別支援・集団 SST (ソーシャルスキルトレーニング)

一人ひとりの子どもの様子や課題は異なりますので、一対一の個別指導、または、小集団による指導を行います。

○保護者との話し合い

子どもが、それぞれのもてる力を発揮することができるように、望ましい関わり方などについて、保護者の方々と共に考えたり、話し合ったりします。

○在籍校との連携

通常の学級において、子どもが、より力を発揮することができるように、在籍校の特別支援教育コーディネーターや担任と連携を取り合います。

○専門機関との連携

指導の効果を高めるため、状況に応じて専門の医療機関や関係諸機関(聾学校, かがやき特別支援学校あすなろ分校, 子ども家庭支援課等)との連携を取り合います。

○指導時間・指導回数

指導時間や指導回数などは、子どもの状態に応じて異なりますが、週1～2回の通級が主となっています。時間は1回あたり小学生45分～, 中学生50分～です。

○保護者の付き添い(他校通級の場合)

通級する際の事故防止と支援内容について御理解いただくため、保護者の付き添いをお願いします。ただし、中学生は、保護者の同意のもと、本人のみ通うこともできます。

○通級指導に関わる特別な費用はかかりません。



・・・入級手続き等について・・・

相談につきましては、在籍している小・中学校に、お問い合わせください。

通級指導教室一覧

種別	学校名(名称)	所在地	電話(FAX)
言語	玉垣小学校(ことばの教室)	〒513-0813 北玉垣町 947	059-382-0269 (059-383-2191)
	石薬師小学校(ことばの教室)	〒513-0012 石薬師町 1713	059-374-1028 (059-374-1057)
	千代崎中学校(ことばの教室)	〒513-0814 東玉垣町 2863	059-382-0125 (059-382-1915)
難聴	旭が丘小学校 (難聴通級教室)	〒510-0211 東旭が丘 5-3-18	059-386-0012 (059-387-0895)
発達障がい等	神戸小学校(すくすくルーム)	〒513-0801 神戸 2-12-10	059-382-1181 (059-382-1078) ↑直通
	飯野小学校(わくわく教室)	〒513-0804 三日市南 2-1-7	059-382-1020 (059-382-1754)
	稲生小学校(にこにこ教室)	〒510-0205 稲生3丁目 10-1	059-386-0307 (059-386-0044)
	創徳中学校 (きらっとルーム創徳)	〒513-0803 三日市町 1803-8	059-382-5205 (059-382-5720)
	神戸中学校 (きらっとルーム神戸)	〒513-0038 十宮町 1335	059-382-0305 (059-382-3757)

読書活動に係る1学期の振り返り及び読書週間に向けて

(1) 1学期の平均貸出冊数及び不読率

① 1学期平均貸出冊数／1人当たり (学校図書システムより)

	令和4年度	令和5年度
小学校	13.9冊	<u>17.2冊</u>
中学校	1.6冊	<u>1.8冊</u>

小学校 **3.3冊増**
中学校 **0.2冊増**

(参考) 令和4年度年間平均貸出冊数

小学校 40.1冊／1人当たり・中学校 3.7冊／1人当たり

② 不読率 (全国学習状況調査より)

	令和4年度	令和5年度
小学校	33.2%	<u>29.1%</u>
中学校	51.2%	<u>49.9%</u>

小学校 **4.1%改善**
中学校 **1.3%改善**

(2) 本を読もう！読書活動推進事業取組状況

①モデル校 (椿小・鼓ヶ浦小) における実践授業「ミニ切り抜き新聞」「百科事典の使い方」

※8月7日(月) 学校図書館担当者会にて担当者に紹介

②モデル校 (椿小) における夏休み親子図書館イベント「オリジナル絵本をつくろう」

(3) 読書活動に係る1学期の振り返り【成果と課題】(学校図書館アドバイザーから)

【成果】

- ・わかりやすい分類表示, 新刊紹介, コーナーの設置等, 環境整備が進んでいる。
- ・子どもたちへ学校図書館の利用を促すための, 館外における環境整備が進んでいる。
- ・子どもたちの読書活動が推進されるための, ビンゴ, スタンプラリー, 図書館祭り等のイベントを工夫している。
- ・ボランティアを活用した読み聞かせや環境整備を再開している。
- ・ブックトークや読み聞かせ, 環境整備等, 担当者や学校図書館巡回指導員との連携を強化している。

【課題と改善策】

- ・貸出冊数は増加しているが, 子どもたち自身が発達段階に応じた内容の選書ができていない。
⇒学年や発達段階等を考慮した並行読書, 味見読書やブックトークによる選書支援
- ・学校図書館巡回指導員への業務依頼が多岐にわたっている。
⇒学校図書館巡回指導員及び担当者の役割分担を行い学校全体で学校図書館活用を活性化
- ・学年や学校間で貸出冊数に偏りがある。⇒学校図書館活用に関する取組を学校全体で実施
- ・蔵書の偏りや, 古い本が多く残っている。⇒計画的な図書購入及び廃棄の適正化

(4) 読書週間に向けて

2023年・第77回「読書週間」(10月27日～11月9日)

戦後まもない1947年(昭和22年), 「読書の力によって, 平和な文化国家を創ろう」と, 公共図書館, 出版社, 販売会社, 書店が, 力を合わせてはじめたのが「読書週間」です。今年度も各校において, 読書週間に向けた取組をお願いいたします。



令和5年度 鈴鹿市 JETプログラムからの採用者のALT一覧表

1	Name Ly Meng Keang	5年目	ブリッジウォーター州立大学 専攻:社会学
	名前 リー・メン・キアン(男性)		出身:アメリカ, マサチューセッツ州
	呼び名 リー	担当校	鈴峰中, 創徳中

2	Name Kenny Laura Emma	3年目	ダブリン市立大学 専攻:マネジメント学, 日本語学
	名前 ケニー・ローラ・エマ(女性)		出身:アイルランド, ウェックスフォード県
	呼び名 ローラ	担当校	千代崎中, 鼓ヶ浦中

3	Name Albright Kara Renee	3年目	カリフォルニア州立大学 モンレーベイ校 専攻:日本語文
	名前 アラブライト カラ レニー(女性)		出身:アメリカ, カリフォルニア州
	呼び名 カラ	担当校	平田野中, 白鳥中

4	Name Flores Angel Ricardo	3年目	カリフォルニア州立大学 ロングビーチ校 専攻:社会学
	名前 フロレス エンジェル リカルド(男性)		出身:アメリカ, カリフォルニア州
	呼び名 エンジェル	担当校	神戸中, 天栄中

5	Name Nakatsui Kiyoko Alicia	新規招致ALT	チャップマン大学 専攻:環境科学, 環境政策学
	名前 ナカツイ キヨコ アリシア(女性)		出身:アメリカ, カリフォルニア州
	呼び名 キヨコ	担当校	白子中, 大木中

○令和5年度鈴鹿市ALTの内訳

- ・JETプログラムから招致のALT5名
- ・国際化教育指導員のALT1名(ムチャブレ・ヘンリー)
- ・有償ボランティアのALT(小学校英語アシスタント)22名

令和 5 年度鈴鹿市立幼稚園の修了証書授与式
及び鈴鹿市立小中学校の卒業証書授与式について

1 幼稚園

(1) 修了証書授与式期日

令和 6 年 3 月 22 日（金）午前 10 時

(2) 会場

各幼稚園

2 小学校

(1) 卒業証書授与式期日

令和 6 年 3 月 19 日（火）午前 10 時

(2) 会場

各小学校

3 中学校

(1) 卒業証書授与式期日

令和 6 年 3 月 7 日（木）午前 10 時

(2) 会場

各中学校

4 備考

開式時刻については、一部の幼稚園・小中学校で変更となる場合があります。

令和6年度鈴鹿市立幼稚園の入園式
及び鈴鹿市立小中学校の入学式について

1 幼稚園

(1) 入園式期日

令和6年4月10日(水) 午前10時

(2) 会場

各幼稚園

2 小学校

(1) 入学式期日

令和6年4月9日(火) 午前10時30分

(2) 会場

各小学校

3 中学校

(1) 入学式期日

令和6年4月9日(火) 午後1時30分

(2) 会場

各中学校

4 備考

開式時刻については、一部の幼稚園・小中学校で変更となる場合があります。

2学期の不登校支援を充実させるために

1, 9月第1週の気づきをアップする

～“観察力・相談力・受診力”を全校体制で充実させる～

- 夏休みあけの9月から欠席日数が増加する児童生徒がいる
 - ・宿題提出等のつまずきや不規則な生活リズムが改められない等
 - ・学校生活への不安等
- 2学期から、「少しずつ登校したい、自分を変えたい」と願う児童生徒がいる
 - ・「ちょっとした変化」,「小さな成長・がんばり」に気づくこと・評価することが大事

2, 8月中に実現したいこと

- ① 家庭訪問…何を目的とした家庭訪問かを明確にする
- ② ケース会議(関係者会議)…アセスメント(見立て)と短期目標を明確にする
- ③ 保護者を交えた支援会議…“保護者と共に”という姿勢が大切
- ④ その子が抱えているものを改めて見つめ直す(想像する)
- ⑤ ④の内容を学年会等で伝えあい(聴きあい), その子理解を深める
- ⑥ その子が9月1日以降安心して過ごせる学校内の居場所について検討する

※深刻な内容については, 教育支援課等と情報共有を図る

※ケース会議等については, 教育支援課も参加させていただきたい

3, 2学期中に実現したいこと

- (1) “特別支援教育の視点”を重視した学級づくり・授業づくりの取組
 - 秩序があり, 脅かされない学級づくりと・授業づくりの実現が基盤
 - 授業の中で「見通しが持てること」, 「静寂の時間があること」, 「小集団の活動があること」などを実現し, 声かけ・アイコンタクトを充実する
- (2) SOS を出すことの重要性を伝える取組
 - 「悩みがあることは, 恥ずかしいことではない」
 - 「周囲の大人や友だちに SOS を出す力を身につけることはとても大切」
- (3) 心身の保持増進に関する取組
 - 栄養教諭による食育の授業や養護教諭による睡眠の大切さを伝える授業等
 - SC を活用し, ネガティブ感情があるときの対応の仕方等を考え合う授業
- (4) “なりたい自分”に向かっていく力を育成する取組
 - 教職員やアスリート等の外部人材を活用した講演会の開催, DVD の視聴
 - ビジョンボードづくり(ドリームマップづくり)等の取組により, 夢や目標を明確にする取組

自殺予防について

1. 児童生徒の自殺予防に係る取組について（文科省通知抜粋 令和5年7月10日付）

令和4年の児童生徒の自殺者数は過去最多の514人で、前年(473人)より増加し、大変憂慮すべき状況にあります。また、令和5年の児童生徒の自殺者数は、1月から5月までの暫定値で計164人（令和4年同期間：190人）という状況にあります。

18歳以下の自殺は、学校の長期休業明けにかけて増加する傾向があることを踏まえ、保護者、地域住民、関係機関等と連携の上、児童生徒の尊い命を救うため、自殺予防の取組に全力で取り組んでいただくようお願いします。

児童生徒のSOSを早期に把握し、適切な支援につなげることが重要であり、文部科学省において1人1台端末等を活用して、無償・有償で利用できる児童生徒の心身の状況把握や教育相談システムを整理するとともに、Googleフォームを活用して、同様のアンケートフォームを作成することも有効な方策の一つです。（令和5年7月18日通知）それらの資料も活用しつつSOSの早期把握について積極的に取り組んでいただくようお願いします。

2. 学校における自殺予防に向けた取組

- (1) 1学期に欠席が多かった児童生徒への電話や家庭訪問等の実施
- (2) 1学期いじめアンケートを見直し、気になる児童生徒への電話や家庭訪問等の実施
- (3) 児童生徒及び保護者へのいじめ、不登校、悩み等の相談窓口の周知
- (4) 悩みや困難を抱える児童生徒の早期発見のためのアンケート調査や教育相談、家庭訪問等の実施
- (5) 児童生徒の状況を的確に把握するための細やかな健康観察や健康相談等の実施
- (6) スクールカウンセラー等による支援を行うなど、心の健康問題への適切な対応
- (7) 学校いじめ防止基本方針に則った取組の推進
- (8) 保護者に対する家庭における見守りの促進と学校の相談窓口の周知

3. 児童生徒の自殺予防に関するマニュアル・手引き・学習

【参考資料】

- 「子供に伝えたい自殺予防—学校における自殺予防教育導入の手引—」
http://www.next.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/063_5/gaiyou/1351873.htm



- 「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」
http://www.next.go.jp/h_menu/shingi/chousa/shotou/046/gaiyou/1259186.htm



- 「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」
http://www.next.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2016/11/11/1304244_01.pdf



- 小学生用啓発教材「わたしの健康」、中学生用啓発教材「かけがえない自分 かけがえない健康」、高校生用啓発教材「健康な生活を送るために」
http://www.next.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1353636.htm



令和5年度自殺対策啓発事業クリアファイル
鈴鹿市作成

2年生の学習は、「ミリーのすてきなぼうし」の導入でした。「題名」「作者」の確認をした後、「こんなお話かな。」と想像しながら挿絵を並べていくという活動を行いました。そこから「そうぞうする」という言葉を学んでいきました。「そうぞうするってこういうことだよ。」と先生自ら教えるのではなく、子どもたちに体験を通して学ばせていくという授業の流れが印象的でした。

授業全体を通して

吉川先生の、毎時間の授業には、「学習言語」をしっかり身に着けていく手立てがたくさんあります。子どもたちが理解できるよう、かみくだいて説明することも大切ですが、日本語の力と学力を身につけていくためには、「学習言語」が必要となってきます。そのポイントがしっかりおさえられていました。

また、2つの学年ともに、子どもたち一人ひとりの日本語の力はばらばらです。そんななかで、吉川先生は子ども一人ひとりに応じた的確な支援をされていました。例えば、4年生の子どもたちの中には、昨年度来たばかりの子もいるので、板書の言葉一つひとつにルビをふり、内容理解につなげていました。

さらに、すてきだなと思ったのは、神戸小学校の学校体制でした。現学級の担任の先生が子どもたちの国際教室の様子を見に来られていました。国際教室での姿を見てもらって、子どもたちはとてもうれしそうでした。



参加された先生方

今回は外国人教育指導助手の方を含め、6名の参加がありました。中には今年度から国際教室担当となった先生方もいらっしゃいました。休み時間には、クロームブックの活用方法や、ノート・ワークシートの使い方、時間割の組み方など、たくさんの質問をされていました。

参加された先生方の感想を紹介します。

・めあての提示、読み取りの方法、挿絵を使って興味を引くなど、このように工夫すると子どもたちも楽しく勉強できるのですね。クロームを使って書かせているのを見たので、早速書かせようと思います。

- ・覚えさせたい(注目させたい)大事な言葉をあえて違う言葉にして提示させることにより,その言葉に着目させているのが,子どもから気づかせるような手立てとなっており,とても良いなと思いました。
- ・吉川先生の工夫のもと,いきいきと学習に取り組む姿がとても印象的でした。
- ・漢字にルビをふってわかりやすい板書でした。
- ・教室掲示物についても,掲示してあることで「題名」や「作者」など学習がつながっていくので,学校でも掲示していきたいです。

この研修会の良いところは,「日常の授業を数時間観察できる場所」となっています。日々の授業や複数の学年の指導方法,在籍学級との連携などを学ぶことができます。さらに,日本語教育に長年携わってこられた先生方から直接お話を聞かせてもらえることで,日本語教育担当者のネットワークも広がると思います。2学期には,河曲小学校で本研修会を開催予定となっております。ぜひご参加いただければと思います。

教育委員会事務局特設サイト内の 「日本語教育サイト」について

7月の校園長会でもお伝えしたように、今年度から Chromebook「鈴鹿市教育委員会事務局特設サイト」内に「日本語教育サイト」を新しく開設しました。それ以降、学校での多文化共生教育の取組や、日本語教育ネットワーク会議での様子、「実践リーダー校、日本語教育経験者の実践に学ぶ研修会」についての開催報告などの掲載をしてきました。

さらに、外国人児童生徒等が授業をより理解できる、先生方が外国人児童生徒等と関わる際に活用できるサイト集なども追加掲載しておりますので、本サイトをご活用ください。また、貴校の取組についてご提供いただきますよう、よろしくお願いいたします。

<鈴鹿市教育委員会事務局特設サイトのポータルサイト>

“日本語教育サイト”をクリック



鈴鹿市日本語教育ガイドライン, 外国人児童生徒受入れの手引き等, 日本語教育をする上で活用できる資料等をまとめたページ



○ガイドライン・サイト集

ブラジル・ペルー・スリランカの児童が母国で受けてきた教育や、カリキュラムの内容を知ることができます。また、保護者の方に学校教育の制度や学校文化の違いを理解していただくのにも活用できます。
※日本の学校教育制度・文化についての説明は後日掲載予定

- ・鈴鹿市日本語教育ガイドライン
- ・【文部科学省】外国人児童生徒受入れの手引き
- ・【文部科学省】かすたねっと (外国につながる児童・生徒の学習を支援する情報検索サイト)
- ・【NHK for school】多文化・多言語子どもたちどう学ぶ? (学習支援のツールボックス)
- ・【JICA】11か国の教育制度・学校文化ガイド集 (外国に学ぶ児童の帰国に際するA5サイズへの収まりを特長)

NHK for School の動画を、やさしい日本語・英語・ポルトガル語・スペイン語・ベトナム語の自動翻訳で見ることができたり、動画を活用したアイデアが掲載されていたりします。
※動画を自動翻訳で視聴することはできませんが、動画の説明を母語で見ることができます。

各校での授業実践や多文化共生教育の取組, 日本語教育ネットワーク会議等をまとめ

○授業実践および多文化共生の取組

- ・令和3年度 多文化共生教育実践EXPO
- ・令和4年度 多文化共生教育実践EXPO
- ・各校の取組

現在, 6月27日に庄内小学校で行われた人権集会の様子を掲載しています。

○日本語教育ネットワーク会議・校内研修

- ・日本語教育担当者ネットワーク会議
- ・実践リーダー校、日本語教育経験者の実践に学ぶ研修会 (7/5 神戸小学校)
- ・各校の校内研修

現在, 第1回・第2回の会議の内容や様子等を掲載しています。

7月5日に神戸小学校で行われた研修会の様子に掲載しています。2学期にも本研修会を河曲小学校で開催予定です。
※詳細につきましては、後日部署メール・C4thでご連絡させていただきます。

○教材集

- ・漢字ワークシート

「デジタル交通安全かるた」について

（株）Honda様より交通安全普及活動の教育ツール「デジタル交通安全かるた」を鈴鹿市の小中学校の交通安全指導のためにご提供いただきました。1学期におきましても、市内小中学生の交通事故が多く発生いたしました。交通安全指導の取組として、是非ご活用ください。

【参考】（株）Honda ご担当者様からは、すでに取り組んでいる他県の学校の様子から、短学活(帰りの会)で2、3枚ずつ進めていくのが取り組みやすいのではないかとのことでした。

＜鈴鹿市教育委員会事務局特設サイトのポータルサイト＞

「教育支援課」をクリック ⇒ 「デジタル交通安全かるた」をクリック ⇒ スライドショー

絵札を選びクリックするごとに下記のように①～③の順でアニメーションが動く

①一文字と絵から読み札を推測



②読み札の言葉をみんなで確認

③絵の行動の良し悪しを確認

2学期末に活用場面や回数について Google フォームでアンケートをお願いする予定ですので、それらを記録しておいてください。

(宛先)各小中学校長

鈴鹿市子ども政策部
子ども家庭支援課長

令和5年度 引継ぎ支援会議について(依頼)

このことについて、途切れのない支援の一環として、本年度も下記のとおり引継ぎ支援会議について案内をいたします。

つきましては、保護者へ周知いただきますとともに、実施につきまして御配慮いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

- 1 対象者 年長, 小学6年生, 中学3年生の保護者のうち,
 - ・「すずかっ子支援ファイル」(「すずっこファイル」)を作成している児童生徒の保護者で引継ぎ支援会議を希望している保護者
 - ・引継ぎ支援会議を希望している保護者
- 2 実施期間 令和5年12月～令和6年3月
- 3 実施場所 就学・進学先の学校
- 4 参加者 引継ぎ支援会議を希望する保護者
在籍機関職員, 就学・進学先職員, (必要に応じて)関係機関等職員
- 5 提出書類 引継ぎ支援会議 日程報告書
各在籍機関にて取りまとめ, 提出
- 6 提出先等 (提出先) 子ども家庭支援課 教育相談グループ
(提出方法) 文書便またはメール
(提出期限) 12月開催分・・・令和5年11月 2日(木)
1～3月開催分・・・令和5年12月22日(金)
 - ※ 11月に引継ぎ支援会議を実施する場合は, 日時が決まり次第報告してください。
 - ※ 中学校については, 令和6年3月22日(金)までに, 対象生徒名, 進学先(または「未定」)を報告してください。
- 7 その他 実施の詳細につきましては, 「引継ぎ支援会議について」を御参照ください。

【事務担当】鈴鹿市子ども家庭支援課
教育相談グループ 竹原・福田・中根
Tel 059-382-9140
E-mail kodomokateishien@city.suzuka.lg.jp

引継ぎ支援会議の実施について

1 引継ぎ支援会議の日程調整について

- ① 引継ぎ支援会議(以下 会議)は、就学・進学先の小中学校(以下 引継ぎ先)で開催してください。
- ② 会議には、保護者、在籍機関、引継ぎ先が必ず参加となります。保護者の参加要請に応じて、様々な関係機関(療育センター、健康づくり課、保健センター、子ども家庭支援課等)も参加いたしますので、関係機関への日程連絡及び調整等は、在籍機関が行ってください。
※子ども家庭支援課の参加を希望する場合は、決まり次第子ども家庭支援課に連絡をください。
希望が重なった場合、同席できないこともありますが、御了承ください。
- ③ 特別支援学校への引継ぎについては、学校間での引継ぎのみとなっておりますが、保護者が引継ぎ会議への同席を希望した場合はその限りではありません。
- ④ 通訳が必要な場合、在籍機関と引継ぎ先で相談していただき、どちらが通訳を依頼するか決めてください。

2 引継ぎ支援会議当日の準備及び進行等について

- ① 会議の司会(進行)と記録は、引継ぎ先の特別支援教育コーディネーターを中心に、引継ぎ先と在籍機関の参加者で相談して決めてください。
※会議冒頭で、司会(進行)から終了予定時刻を設定してもらうと、会議の進行に協力が得やすくなります。
- ② 当日「すずかっ子支援ファイル」(「すずっこファイル」)を資料とする場合がありますので、在籍機関又は、保護者をご持参ください。
- ③ 当日の事項書は、会場準備とあわせて引継ぎ先で準備してください。

3 「すずかっ子支援ファイル」(「すずっこファイル」)完成版(原本)の引継ぎについて

- ① 会議終了後、在籍機関が、「すずかっ子支援ファイル」完成版(原本)巻末に「引継同意書」の原本を付け、直接引継ぎ先へ手渡してください。また、会議の開催がなくても、保護者の同意を得た場合は同様に引き継いでください。(引継ぎの希望がない場合は、保護者に返却してください)。
- ② 進学先が、県立学校、私立学校等の場合、「すずかっ子支援ファイル」(「すずっこファイル」)完成版(原本)を保護者に返却し、保護者が進学先へ持参する場合があります。

【事務担当】

子ども家庭支援課 竹原・福田・中根

059-382-9140

引継ぎ支援会議を希望される保護者様へ

～途切れのない支援のために～

小学校への「引継ぎ支援会議」のご案内

令和5年 月 日

お子さんの小学校入学の時期が近づいてきました。初めての小学校生活に期待がふくらむ反面、スムーズに小学校生活をスタートできるかが心配ということはありませんか。



そこで鈴鹿市では、保護者の方がお子さんを安心して小学校へ送り出すことができるよう、幼稚園・保育所(園)・認定こども園等と小学校が連携して「引継ぎ支援会議」を行っています。

この会議では、小学校入学前に、家庭や幼稚園・保育所(園)・認定こども園等でのお子さんの様子や、今まで行われてきた支援の方法等を、保護者の方とともに在籍する幼稚園・保育所(園)・認定こども園等から小学校へ伝え、支援の引継ぎをしていきます。

会議の参加者は、保護者、現在在籍している幼稚園・保育所(園)・認定こども園等の先生、入学先の小学校の先生です。また、保護者の方の要請により、療育センター、健康づくり課(保健センター)、子ども家庭支援課等、関係機関の職員が参加することもあります。会議の時間は40分程度を予定しています。

「引継ぎ支援会議」を希望される方は、月 日()までに、現在在籍している機関(幼稚園・保育所(園)・認定こども園等)までご連絡ください。「引継ぎ支援会議」は、令和5年12月から令和6年3月までの期間を予定しています。日時につきましては、幼稚園・保育所(園)・認定こども園等とご相談ください。

また、途切れのない支援のために「すずかっ子支援ファイル」(「すずっこファイル」)を作成されることをおすすめしています。

お問い合わせ先

(在籍機関名)

TEL (059) -

鈴鹿市子ども家庭支援課 (教育相談グループ 竹原・福田・中根)

TEL (059)382-9140



引継ぎ支援会議を希望される保護者様へ

～途切れのない支援のために～

中学校への「引継ぎ支援会議」のご案内

令和5年 月 日

お子さんの中学校入学の時期が近づいてきました。初めての中学校生活に期待がふくらむ反面、スムーズに中学校生活をスタートできるかが心配ということはありませんか。



そこで鈴鹿市では、保護者の方がお子さんを安心して中学校へ送り出すことができるよう、小中学校が連携して「引継ぎ支援会議」を行っています。

この会議では、中学校入学前に、家庭や小学校でのお子さんの様子や、今まで行われてきた支援の方法等を、保護者の方とともに在籍する小学校から中学校へ伝え、支援の引継ぎをしていきます。

会議の参加者は、保護者、現在在籍している小学校の先生、入学先の中学校の先生です。また、保護者の方の要請により、子ども家庭支援課の職員等が参加することもあります。会議の時間は40分程度を予定しています。

「引継ぎ支援会議」を希望される場合は、月 日()までに、現在在籍している小学校までご連絡ください。「引継ぎ支援会議」は、令和5年12月から令和6年3月までの期間を予定しています。日時につきましては、小学校とご相談ください。

また、途切れのない支援のために「すずかつ子支援ファイル」(「すずっこファイル」)を作成されることをおすすめしています。



お問い合わせ先

鈴鹿市立〇〇小学校

TEL (059) -

鈴鹿市子ども家庭支援課(教育相談グループ 竹原・福田・中根)

TEL (059)382-9140

令和5年度 鈴鹿市要保護児童等・DV対策地域協議会

児童虐待防止講演会

関係機関による児童虐待への対応の実際と 市・児相との連携

【日 時】令和5年11月7日（火）14：00～15：30

※受付13：30～

【場 所】鈴鹿市役所 12階 1203会議室（鈴鹿市神戸一丁目18番18号）

【定 員】100名 先着順

【対 象】学校・幼稚園・保育所（園）等関係者，児童福祉関係者等

【申込方法】FAX，メールにて参加申込書を送付してください。

★申込〆切 10月20日（金）



講師プロフィール

津崎 哲郎(つざき てつろう) 氏

- 認定特定非営利活動法人 児童虐待防止協会 理事長
- 認定特定非営利活動法人 子どもセンターぬっく 理事

◇1969年，大阪中央児童相談所に勤務し，ケースワークに従事。以降，一時保護所長，措置係長，副所長，所長を経て，2004年3月末で35年間勤務した児童相談所を退職。同年4月より花園大学社会福祉学部教授となり，児童福祉論を担当。2010年4月より特任教授となり（2015年3月まで）、2015年4月より関西大学特任教授となる（～2018年3月まで）。京都府児童福祉審議会委員，京都府児童相談所措置審査部会委員，大阪市児童福祉審議会委員，大阪市里親審査部会委員，大阪市児童虐待事例検証部会委員等を務める傍ら，里親として養育の経験もしている。

【問い合わせ先】

鈴鹿市子ども政策部 子ども家庭支援課
家庭支援グループ 小久保，杉本
TEL：059-382-9140

FAX 番号：059-382-9142 子ども家庭支援課 行き

部署メール：kodomokateishien@city.suzuka.lg.jp

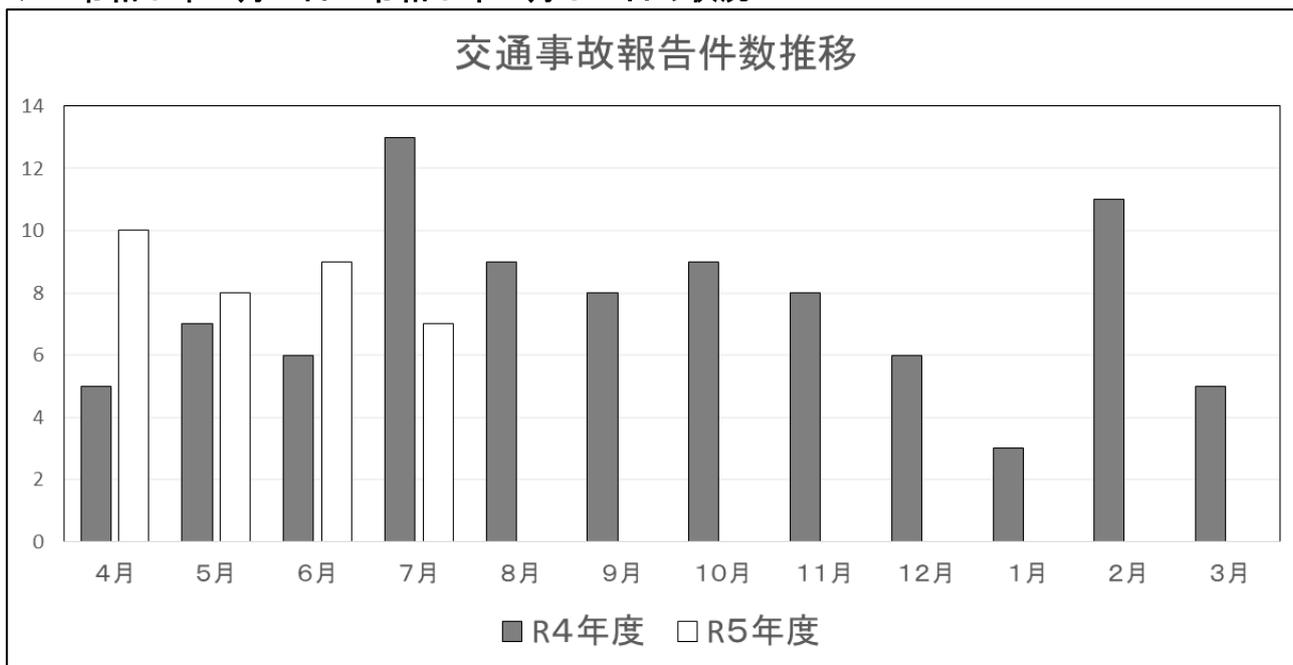
申込〆切：令和5年10月20日(金)

11月7日(火) 児童虐待防止講演会 参加申込書

所属名 (連絡先)	(TEL)
お名前	

※6人以上で申し込みされる場合は、コピーをしてお申し込みください。

◆ 令和5年4月1日～令和5年7月31日の状況



34件(前年度比 +3件)R4年は31件

加害 22件

人身 1件 ※見込み 処理中の事案を含む

出退勤途上 17件 交差点 15件

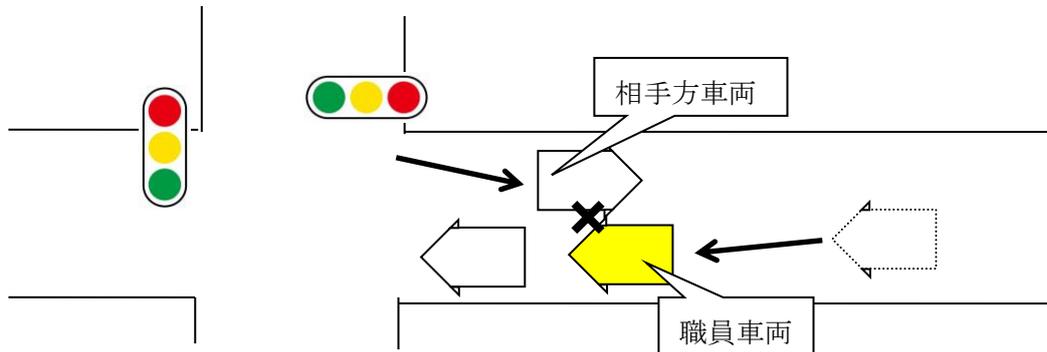
◆ 状況・傾向

令和5年7月31日現在の令和5年度の交通事故発生件数は34件、内22件が加害事故となっています。昨年度の同時期と比較すると3件増加しています。7月の発生件数は7件、昨年同月比較で6件減少しました。各学校における、コンプライアンス研修安全運転強化期間（6月19日～7月20日）中の注意喚起や取組による結果と考えます。

例年8月から12月は交通事故が一定数発生していますので。最近発生した交通事故の傾向をふまえつつ、引き続き、各学校での未然防止の取組に注力してください。

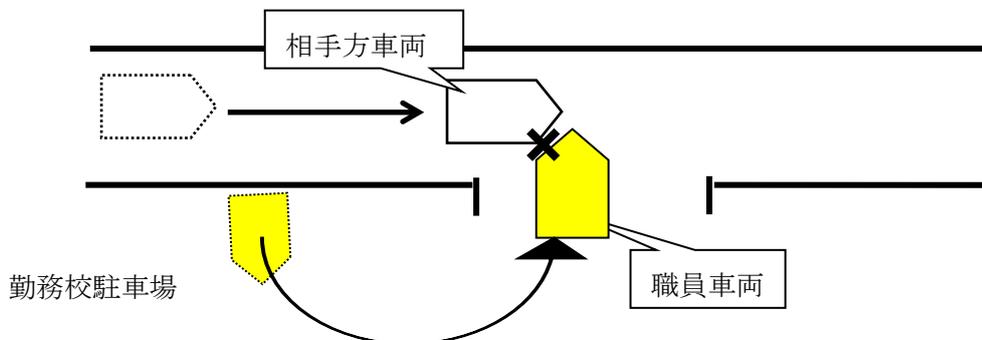
(事例1) 狭小道路で、信号待ちで停止中、対向車とすれ違う際に、互いのドアミラーが接触した。

→ 職員が、対向車の動きに気を付けながらできるだけ左により停止をすれば防ぐことができた。



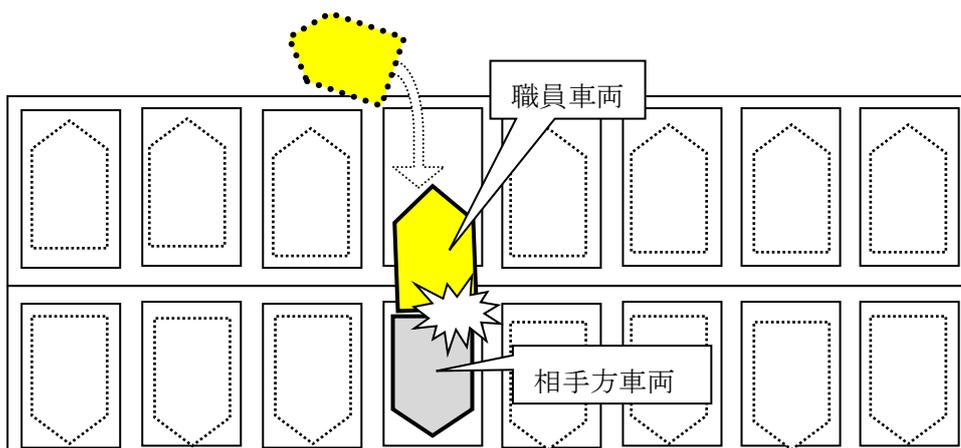
(事例2) 退勤するために勤務校の駐車場を出た際に、走行してきた相手方車両と接触した。

→ 門を出る際に職員が一時停止を行い、周囲の安全を十分に確保してから車道に出れば防ぐことができた。



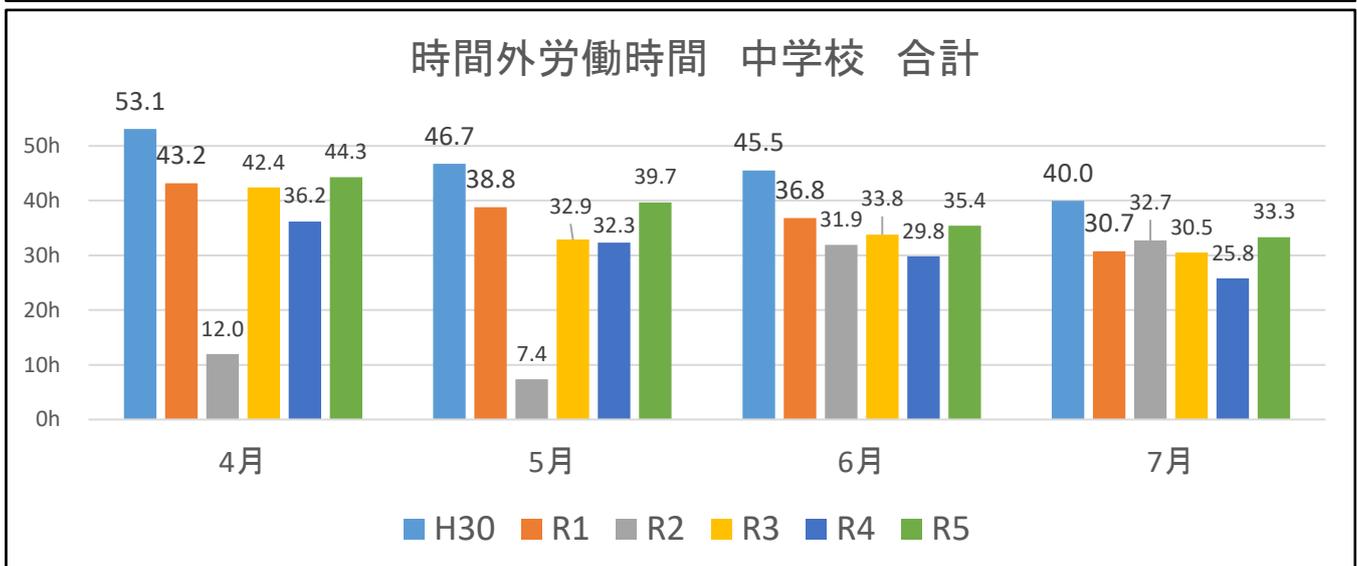
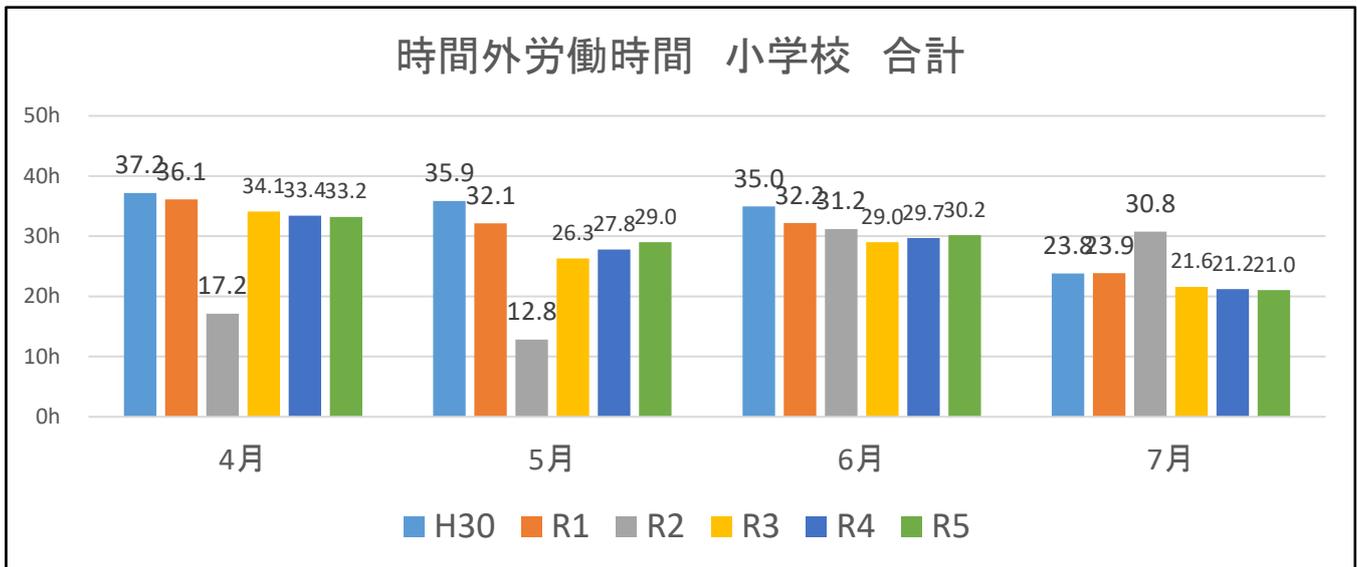
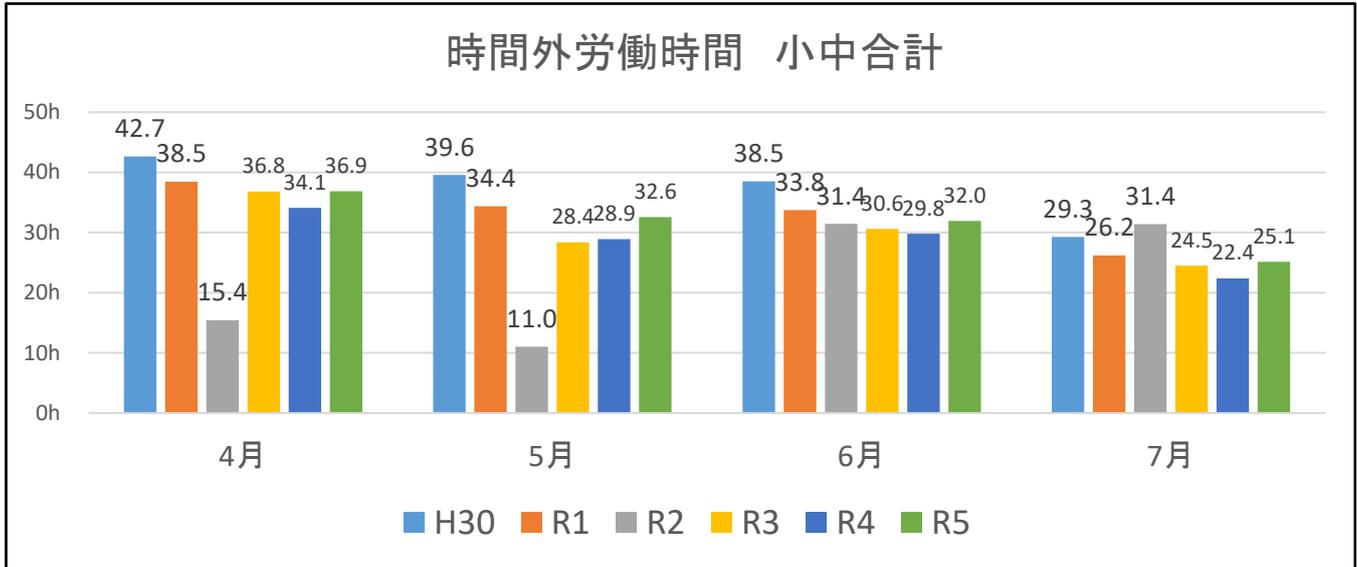
(事例3) 車止めがない駐車場で、バックで駐車中、バックで進みすぎてしまい、職員の車両後方バンパーが相手方車両に接触した。

→ 駐車場に車止めがあるかどうかの確認、後方を十分に確認していれば防ぐことができた。

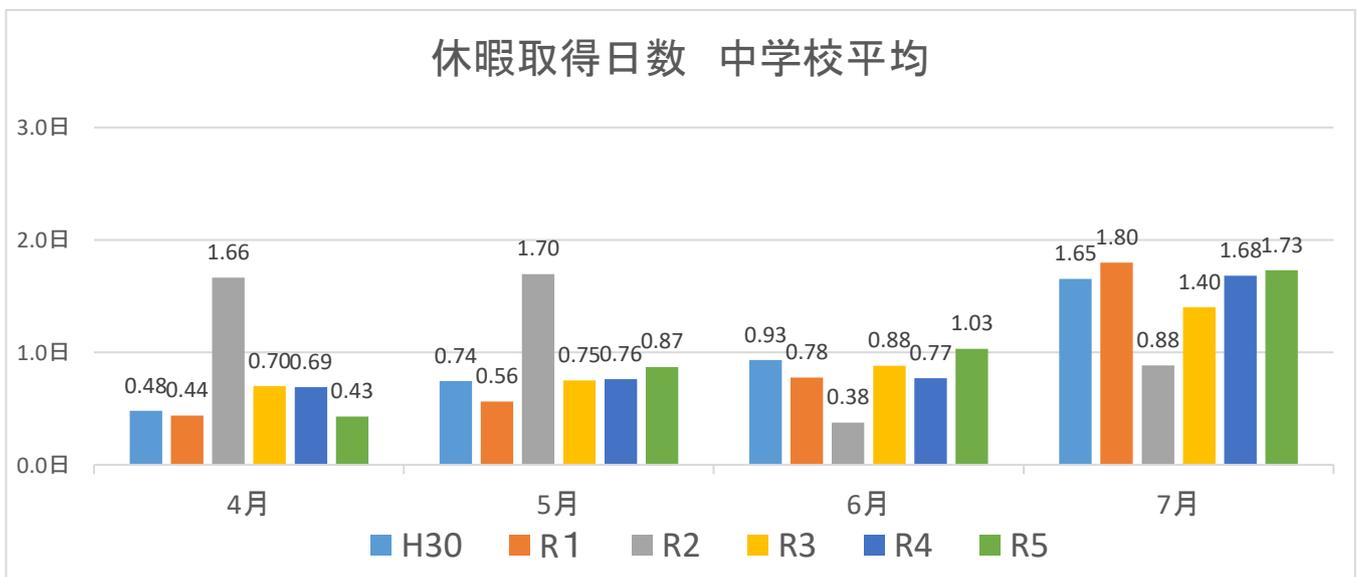
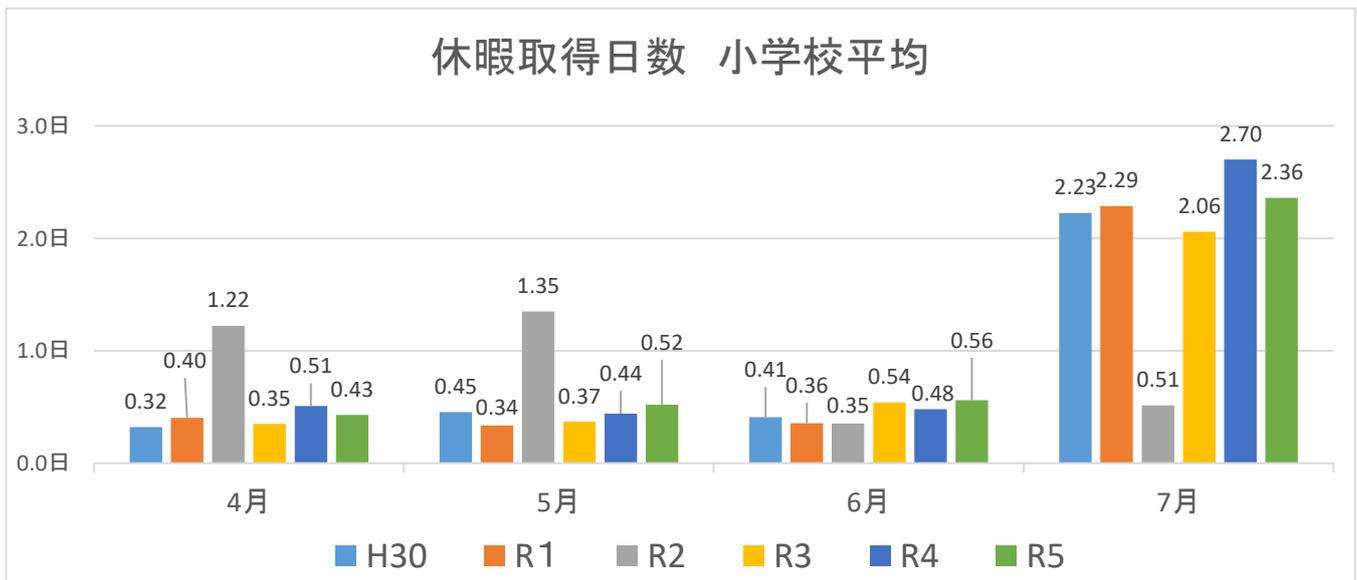
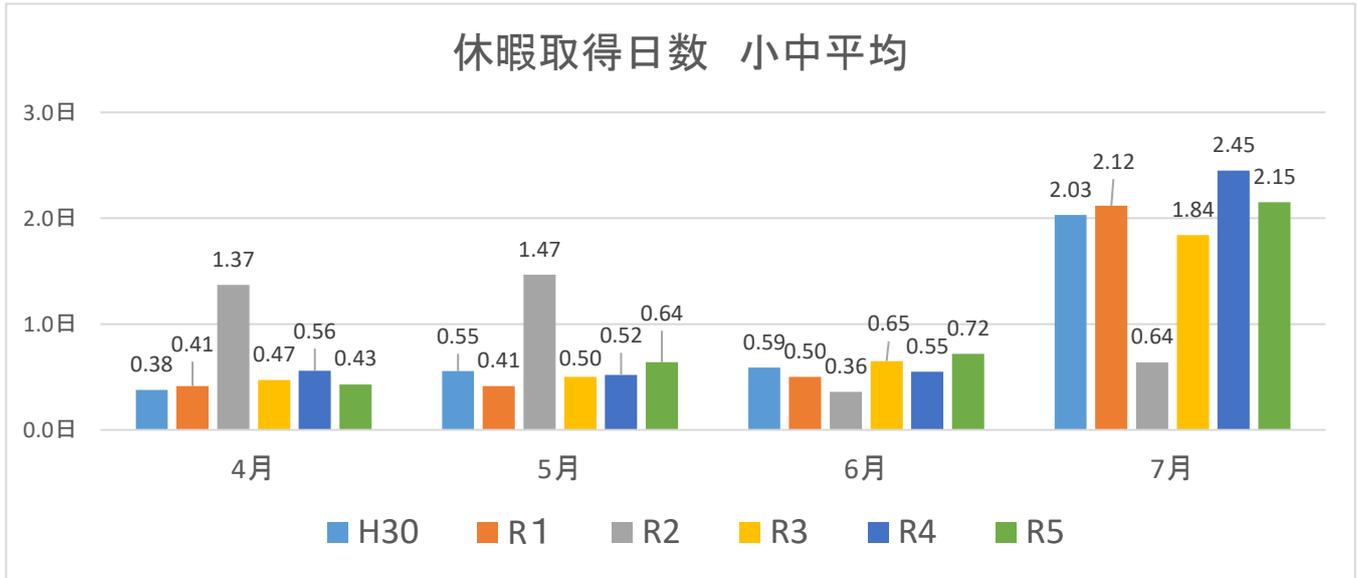


時間外労働時間削減の取組について

1 時間外労働時間 (月平均時間) <目標値：1人当たり30時間以下>

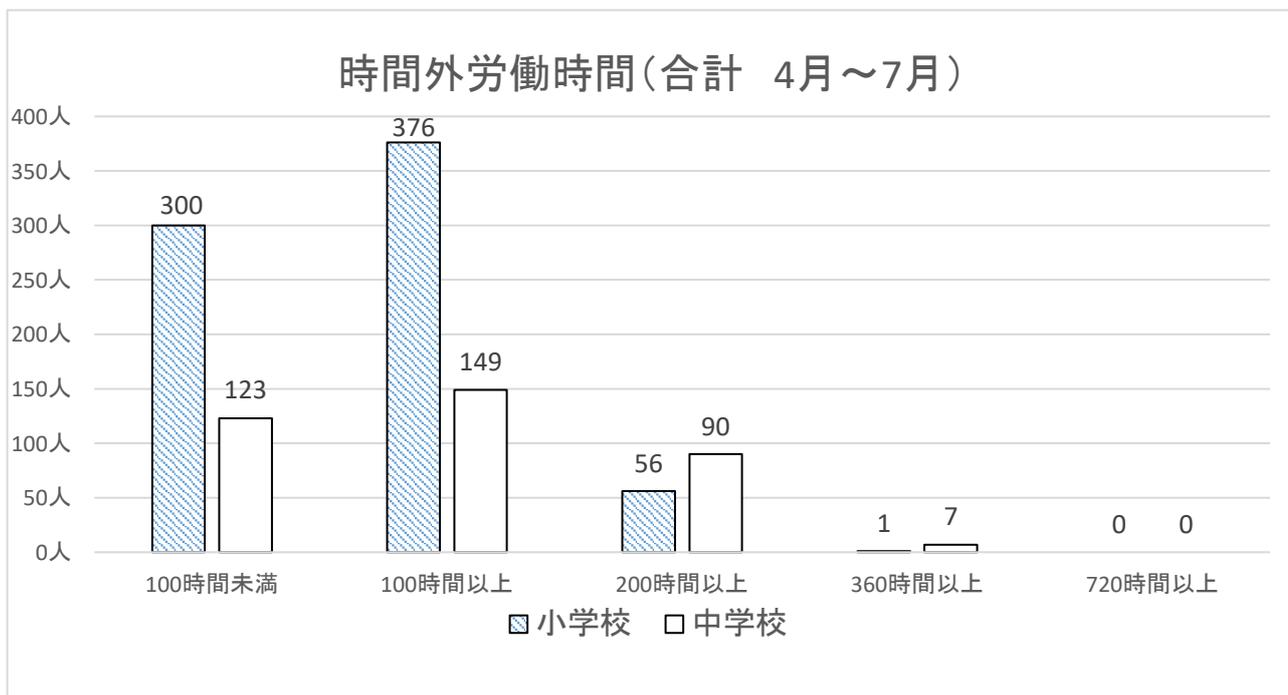
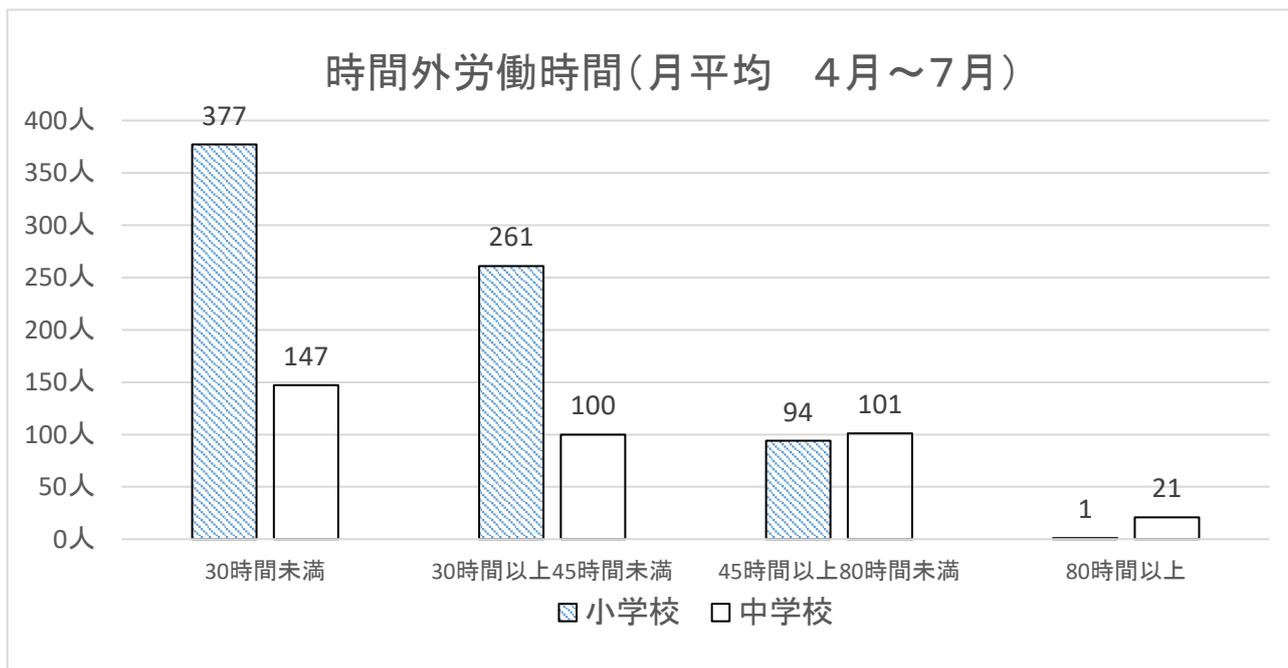


2 休暇取得日数（年平均日数） <目標値：1人当たり22日>



3 時間外労働時間（月平均・延べ人数）

<目標値：年 360 時間，月 45 時間を超える人数 0 人>



鈴教学 第 1156 号
令和 5 年 8 月 日

(宛先) 各小中学校長

鈴鹿市教育長 廣田 隆延

教職員の服務規律の徹底について（通知）

このことについては、これまでも児童生徒及び保護者、地域から信頼される学校づくりに向け、様々な機会を通じ繰り返し教職員への徹底をお願いしているところです。

2学期を迎えるにあたり、改めてすべての教職員に服務規律の徹底について自覚を促すとともに、コンプライアンス意識の醸成を図っていただくようお願いします。

なお、近年の懲戒処分の状況や社会情勢の変化等をふまえ、「懲戒処分の指針」の一部が別添のとおり改正されますので、9月4日（月）までに教職員に周知をお願いいたします。※教職員への配付は不可

記

- 1 「鈴鹿市立幼小中学校（園）コンプライアンス推進大綱」（平成 25 年 4 月 1 日策定）に基づいた行動規範を行う。
- 2 体罰、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントと受け止められる行為を行わないこと。
- 3 個人情報等の厳格な適正管理を徹底すること。
- 4 交通事故に遭った際には、加害被害を問わず、速やかに管理職に報告すること。
- 5 勤務時間中は職務に専念すること。
 - ・勤務時間中における私物スマートフォン等の不必要な利用を行わないこと。
- 6 各教室の鍵や学校備品等は適正に管理保管し、紛失や破損及び盗難を防ぐこと。
 - ・保健室や理科室・理科準備室等にある備品や消耗品の管理を徹底すること。
- 7 学校施設に異常が認められた時は、速やかに管理職に報告すること。
- 8 様々な危機発生時等には、管理職に遅滞なく報告すること。

【事務担当：鈴鹿市教育委員会事務局 学校教育課 教職員グループ】

鈴鹿市立小中学校コンプライアンス推進大綱

鈴鹿市教育委員会

1 コンプライアンスとは

コンプライアンスとは、本来法令関係の用語であり、一般的に「法令遵守」と訳されますが、法令や規則だけではなく、社会的規範やルール、マナーなども含めて遵守することをいいます。

そこで、平成 22 年 10 月に定められた、鈴鹿市コンプライアンス推進大綱をもとに、鈴鹿市立小中学校コンプライアンスを次のように定義します。

着実に教育活動を推進するため、取り巻く環境の変化を敏感に察知し、法令や社会的規範の遵守のみならず、その背後にある社会的要請を探知し、それらを常に見据えながら創造的かつ自律的に職務を遂行し、組織が一体となって、生き生きと活動すること。

これを受け、鈴鹿市立小中学校のすべての教職員は、このコンプライアンスに取り組み、さらに推進していくこととします。

2 基本方針

保護者・地域住民は、次世代を担う子ども一人ひとりが学校生活を通して、健やかに成長することを願っています。

そこで、すべての教職員は、職務を遂行するため、コンプライアンス意識を持ち続け、質の高い教育活動を提供します。

また、その実現のために、小中学校において日頃から研修に取り組むとともに、教職員間の活発なコミュニケーションができる環境づくりを進めます。

さらに、組織として課題を共有しつつ、常に点検し、改善するといった継続的な取り組みを進めます。

3 行動規範

コンプライアンスに関し、基本的項目として教職員が常に意識すべき行動規範を掲げ、一人ひとりの意識改革を進めるとともに、定着を図ります。

- 一 教職員は、子ども、保護者、地域住民の視点に立ち、行動します。
- 一 教職員は、法令等を遵守し、不正を許さず、公平・公正に行動します。
- 一 教職員は、子どもの人権を尊重するとともに、常に高い人権意識を持って行動します。
- 一 教職員は、公私にわたり高い倫理観を持って行動します。
- 一 教職員は、職責の重さを自覚し、組織の中で切磋琢磨しながら、自己研さんに励み、資質の向上に努めます。
- 一 教職員は、子ども、保護者、地域住民の声を受け止め、情報をわかりやすく伝え、丁寧な説明を心がけます。

附 則

この大綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

鈴教学 第1200号
令和5年 8月 日

(宛先) 各小中学校長

鈴鹿市教育長 廣田 隆延

令和5年度公立小中学校・義務教育学校管理職員評価制度の中間面談にかかる
学校訪問（集団面談）の実施について

このことについて、別紙のとおり中間面談にかかる学校訪問を実施します。

なお、日程につきましては、都合により変更することがありますので、御理解いただきます
ようお願いいたします。

記

- 1 実施日時 別紙の通り（今後変更の可能性があります）
- 2 実施方法 中学校区ごとに集団面談形式で行います。
- 3 面談内容 ① 学力向上，長期欠席対策，ICT活用，地域連携の取組について
② その他中学校区の取組について
- 4 準備物 面談内容に係る資料（白黒印刷でお願いします。）
- 5 その他 別紙日程で都合が悪い場合は，学校教育課教職員G（米村）までお知らせ
してください。

事務担当
学校教育課 教職員G 米村
TEL 382-7618

【（中学校区名）学校区】

令和5年度公立小中学校・義務教育学校管理職員評価制度に係る中間面談 事項書

日時：令和5年10月 日（ ）

時 分～ 時 分

会場： 学校

1 中学校区より

- (1) 中学校区における学力向上，長期欠席対策，ICT 活用，地域連携の状況について及び今後の取組について 【15分】

(中学校区代表校長より)

- (2) その他各学校の取組について（各校長より）【10分】

2 教育委員会事務局より

- (1) 教育指導課長より 【10分】

- (2) 教育支援課長より 【5分】

- (3) 学校教育課長より 【5分】

- (4) 参事より 【5分】

- (5) 教育長より 【10分】